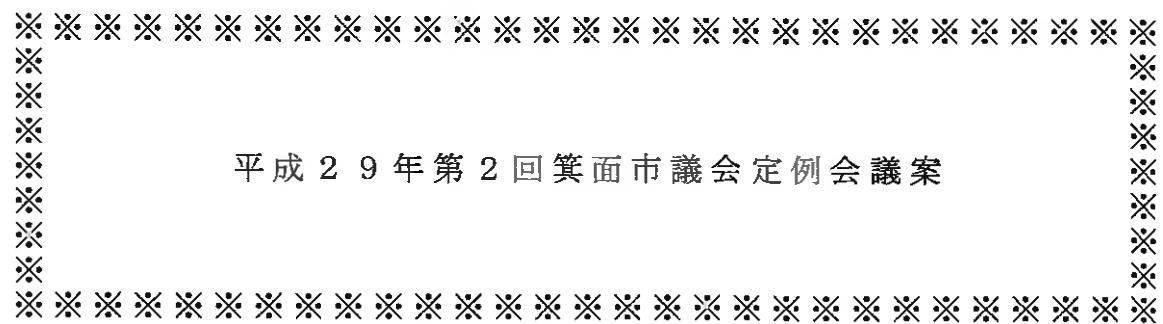




平成 2 9 年 第 2 回 箕面市議会 定例会 議案

箕 面 市

平成29年第2回箕面市議会定例会議案

報告第3号	平成28年度箕面市一般会計継続費繰越計算書（土砂災害対策推進事業（継続費）、財務会計システム更新事業（継続費）、路線価付設事業（継続費）、保育所施設整備事業（継続費）、ごみ処理施設基幹改良・長期包括運営準備事業（継続費）、道路・交通安全施設維持補修事業（H28継続費）、（仮称）箕面船場駅前地区まちづくり拠点施設整備事業（継続費）、（仮称）新箕面駅前地区まちづくり拠点施設整備事業（継続費）、北大阪急行線延伸設計事業（継続費）、北大阪急行線延伸整備事業（継続費））	1
報告第4号	平成28年度箕面市一般会計繰越明許費繰越計算書（地域防犯カメラ整備事業、市内公共交通整備事業、社会保障・税番号制度システム整備事業、臨時福祉給付金交付事業（H28経済対策）、道路安全対策事業、都市計画推進事業（臨時）、（仮称）箕面船場駅前地区歩行者デッキ整備事業、（仮称）箕面船場駅前都市再生事業、桜井駅前地区再整備事業、都市計画道路整備事業、船場地区学校建設調査検討事業、止々呂美小中一貫校増築事業、小中学校特別教室空調設備整備事業（H28経済対策）、小中学校体育館空調設備整備事業（H28経済対策）、幼稚園管理事業（臨時）（H28経済対策）、（仮称）西南生涯学習センター整備事業）	3
報告第5号	平成28年度箕面市一般会計事故繰越し繰越計算書（船場地区歩行者デッキ整備事業）	5
報告第6号	平成28年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費繰越明許費繰越計算書（（仮称）新箕面駅前地区交通施設用地取得事業、（仮称）箕面船場駅前地区まちづくり拠点施設用地取得事業、北大阪急行線延伸用地取得事業）	7

報告第 7 号	平成 2 8 年度箕面市病院事業会計予算繰越計算書（建設改良費の繰越し） （情報システム用機器整備事業）	9
報告第 8 号	平成 2 8 年度箕面市病院事業会計事故繰越し繰越計算書（市立病院リニューアル調査検討事業）	11
報告第 9 号	平成 2 8 年度箕面市水道事業会計予算繰越計算書（建設改良費の繰越し） （改良事業）	13
報告第 1 0 号	平成 2 8 年度箕面市水道事業会計予算繰越計算書（事故繰越し）（配水 及び給水事業、受託工事業）	15
報告第 1 1 号	平成 2 8 年度箕面市公共下水道事業会計予算繰越計算書（建設改良費の 繰越し）（汚水建設改良事業、雨水建設改良事業）	17
報告第 1 2 号	専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償請求に関する和解）	19
報告第 1 3 号	専決処分の承認を求める件（工事請負契約の一部変更）	23
報告第 1 4 号	専決処分の承認を求める件（箕面市消防団員等公務災害補償条例の一部 改正）	27
報告第 1 5 号	専決処分の承認を求める件（平成 2 8 年度箕面市一般会計補正予算（第 1 1 号））	31
報告第 1 6 号	専決処分の承認を求める件（平成 2 8 年度箕面市一般会計補正予算（第 1 2 号））	49
報告第 1 7 号	専決処分の承認を求める件（平成 2 8 年度箕面市特別会計公共用地先行 取得事業費補正予算（第 3 号））	73

報告第 18 号	専決処分の承認を求める件（平成 28 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 5 号））	85
報告第 19 号	専決処分の承認を求める件（平成 28 年度箕面市病院事業会計補正予算（第 2 号））	101
第 47 号議案	財産取得の件	113
第 48 号議案	箕面市税条例改正の件	115
第 49 号議案	箕面市職員の育児休業等に関する条例改正の件	135
第 50 号議案	箕面グリーンロード利用税創設検討委員会設置条例制定の件	137
第 51 号議案	箕面市子ども・子育て支援条例改正の件	141
第 52 号議案	箕面市印鑑登録及び証明に関する条例及び箕面市証明その他の手数料条例改正の件	143
第 53 号議案	箕面市消防団員の定員、任免、服務、給与等に関する条例改正の件	147
第 54 号議案	平成 29 年度箕面市一般会計補正予算（第 2 号）	151
第 55 号議案	平成 29 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 1 号）	195
第 56 号議案	平成 29 年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第 1 号）	209
第 57 号議案	平成 29 年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 1 号）	227

第 5 8 号議案	平成 2 9 年度箕面市水道事業会計補正予算（第 1 号）	245
第 5 9 号議案	平成 2 9 年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）	255
第 6 0 号議案	平成 2 9 年度箕面市競艇事業会計補正予算（第 1 号）	265
第 6 1 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	273
第 6 2 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	275
第 6 3 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	277
第 6 4 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	279
第 6 5 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	281
第 6 6 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	283
第 6 7 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	285
第 6 8 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	287
第 6 9 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	289
第 7 0 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	291
第 7 1 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	293
第 7 2 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	295

第 7 3 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	297
第 7 4 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	299
第 7 5 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	301
第 7 6 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	303
第 7 7 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	305
第 7 8 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	307
第 7 9 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	309
第 8 0 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	311
第 8 1 号議案	箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件	313
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	315
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	317
諮問第 3 号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	319

報告第3号

平成28年度箕面市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成28年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通 次 繰 越 額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国府支出金	地 方 債	そ の 他
2 総務費	1 総務管理費	土砂災害対策 推進事業 (継続費)	円 56,939,000	円 4,472,000	円 4,472,000	円 3,888,000	円 584,000	円 584,000	円 584,000	円	円	円	
		財務会計 システム 更新事業 (継続費)	円 96,607,000	円 56,906,000	円 56,906,000	円 50,625,540	円 6,280,460	円 6,280,460	円 6,280,460				
	2 徴 税 費	路線価付設事業 (継続費)	円 8,337,000	円 4,742,000	円 4,742,000	円 3,317,000	円 1,425,000	円 1,425,000	円 1,425,000				
3 民生費	2 児童福祉費	保育所施設 整備事業 (継続費)	円 794,858,000	円 74,866,000	円 74,866,000	円 74,648,640	円 217,360	円 217,360	円 217,360				
4 衛生費	2 清 掃 費	ごみ処理施設 基幹改良・ 長期包括運営 準備事業 (継続費)	円 29,800,000	円 9,077,000	円 1,855,400	円 10,932,400	円 10,932,400	円 10,932,400	円 10,932,400				
8 土木費	2 道 路 橋 りょう 費	道路・交通 安全施設維持 補修事業 (H28継続費)	円 208,000,000	円 114,000,000	円 114,000,000	円 80,517,577	円 33,482,423	円 33,482,423	円 33,482,423				

款	項	事業名	継続費 の総額	平成28年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通 次 繰 越 額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国府支出金	地 方 債	そ の 他
8 土木費	4 都市計画費	(仮称)箕面 船場駅前地区 まちづくり拠点 施設整備事業 (継続費)	円 2,655,421,000	円 1,811,627,000	円 49,417,360	円 1,861,044,360	円 1,505,285,440	円 355,758,920	円 355,758,920	円 30,758,920	円	円 325,000,000	円
		(仮称)新箕面 駅 前 地 区 まちづくり拠点 施設整備事業 (継続費)	23,316,000		16,987,200	16,987,200		16,987,200	16,987,200	16,987,200			
		北大阪急行線 延伸設計事業 (継続費)	1,738,151,000	2,501,000	991,486,022	993,987,022	648,754,324	345,232,698	345,232,698	37,432,698		307,000,000	
		北大阪急行線 延伸整備事業 (継続費)	54,896,613,000	11,360,133,000		11,360,133,000	398,666,500	10,961,466,500	10,961,466,500	70,379,500	5,530,587,000	5,360,500,000	

平成29年5月31日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

(理由)

平成28年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により報告するものである。

平成28年度箕面市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
						国府支出金、諸収入及び地方債	
2 総務費	1 総務管理費	地域防犯カメラ整備事業	円 55,861,000	円 45,679,680	円	円	円 45,679,680
		市内公共交通整備事業	2,372,000	2,372,000			2,372,000
		社会保障・税番号制度システム整備事業	10,163,000	10,163,000		10,163,000	
3 民生費	1 社会福祉費	臨時福祉給付金交付事業 (H28経済対策)	449,315,000	449,315,000		449,315,000	
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路安全対策事業	25,720,000	25,719,120		20,486,000	5,233,120
	4 都市計画費	都市計画推進事業(臨時)	9,915,000	9,915,000			9,915,000
		(仮称)箕面船場駅前地区 歩行者デッキ整備事業	20,797,000	20,796,200			20,796,200
		(仮称)箕面船場 駅前都市再生事業	1,043,727,000	941,849,000		233,742,000	708,107,000
		桜井駅前地区再整備事業	3,780,000	3,780,000		1,000,000	2,780,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
						国府支出金、諸収入 及 び 地 方 債	
			円	円	円	円	円
8 土 木 費	4 都 市 計 画 費	都 市 計 画 道 路 整 備 事 業	28,000,000	24,267,500		20,543,000	3,724,500
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	船 場 地 区 学 校 建 設 調 査 検 討 事 業	3,618,000	3,618,000			3,618,000
		止々呂美小中一貫校増築事業	13,908,000	13,907,378			13,907,378
		小 中 学 校 特 別 教 室 空 調 設 備 整 備 事 業 (H 2 8 経 済 対 策)	541,370,000	541,370,000		412,985,000	128,385,000
		小 中 学 校 体 育 館 空 調 設 備 整 備 事 業 (H 2 8 経 済 対 策)	900,000,000	900,000,000		900,000,000	
	4 幼 稚 園 費	幼 稚 園 管 理 事 業 (臨 時) (H 2 8 経 済 対 策)	25,414,000	25,414,000		16,776,000	8,638,000
	5 社 会 教 育 費	(仮 称) 西 南 生 涯 学 習 セ ン タ ー 整 備 事 業	548,415,000	548,415,000		513,473,000	34,942,000

平成29年5月31日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

(理 由)

平成28年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告するものである。

報告第5号

平成28年度箕面市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為 予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			説 明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
8 土木費	4 都市計画費	船場地区歩行者デッキ整備事業	円 23,077,224	円 1,836,000	円 21,241,224	円	円 21,241,224	円	円	円 21,241,224	船場地区歩行者デッキ整備事業において、歩行者デッキ、昇降口の形状等の決定について、関連計画との整合及び関係者との協議、調整を図る必要があり、設計業務の完了予定が翌年度となることに伴い、必要経費を繰り越したため。

平成29年5月31日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

(理由)

平成28年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により報告するものである。

報告第6号

平成28年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
						国府支出金、諸収入 及び地方債	
1 土地取得費	1 土地取得費	(仮称)新箕面駅前地区 交通施設用地取得事業	円 457,754,000	円 378,101,710	円	円 378,000,000	円 101,710
		(仮称)箕面船場駅前地区 まちづくり拠点施設 用地取得事業	705,600,000	352,800,000		352,800,000	
		北大阪急行線延伸用地取得事業	670,791,000	326,839,171		326,800,000	39,171

平成29年5月31日提出

箕面市長 倉田哲郎

(理由)

平成28年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告するものである。

報告第 7 号

平成 2 8 年度箕面市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						当 年 度 損 益 勘 定 金 留 保 資 金			
資本的 1 支 出	建 設 1 改良費	情報システム用機器整備事業	円 96,080,000	円 68,892,325	円 19,400,000	円 19,400,000	円 7,787,675	円	情報システム用機器の整備において、端末機等の老朽化による更新を予定していたが、使用状況から更新時期を 1 年遅らせることが可能と判断したことに伴い、必要経費を繰り越したため。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日 提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

(理由)

平成 2 8 年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により報告するものである。

報告第 8 号

平成 2 8 年度箕面市病院事業会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為 予 定 額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源内訳			説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一般財源	
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	市立病院 リニューアル調査 検討事業	円 4,412,880	円	円 4,412,880	円	円 4,412,880	円	円	円 4,412,880	市立病院リニューアル調査検討業務委託において、既存施設の現状分析及びリニューアル手法の検討に時間を要したことにより、業務が年度内に完了しなかったことに伴い、必要経費を繰り越したため。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

(理由)

平成 2 8 年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により報告するものである。

報告第9号

平成28年度箕面市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな卸資産 の購入限度額	説明
						企業債	繰越工事 資金	損益勘定 留保資金			
資本的 1 支出	建設 1 改良費	改良事業	円 1,048,049,000	円 788,372,670	円 239,476,400	円 85,000,000	円 17,809,000	円 136,667,400	円 20,199,930	円	箕面高区配水地耐震補強工事及び当該工事に係る施工監理業務について配水池の補修に相当の期間を要したこと並びに牧落5丁目地内ほか配水管改良工事外1件の遅延等に伴い支払義務が発生しなかった経費を翌年度に繰り越したため。

平成29年5月31日提出

箕面市長 倉田哲郎

(理由)

平成28年度における未執行分を翌年度に繰り越したため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告するものである。

報告第10号

平成28年度箕面市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな卸資産 の購入限度額	説明
						給水収益等	受託工事 収益			
収益的 1 支出	1 営業費用	配水及び 給水事業	円 178,952,000	円 145,790,597	円 16,510,500	円 16,510,500	円	円 16,650,903	円	本体工事である配水管改良工事を建設改良繰越したことに伴い支払義務が発生しなかった給水連絡工事及び消火栓設置工事を翌年度へ繰り越したため。
		受託工事事業	33,831,000	27,615,783	4,728,660		4,728,660	1,486,557	円	

平成29年5月31日提出

箕面市長 倉田哲郎

(理由)

平成28年度における未執行分を翌年度に繰り越したため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告するものである。

報告第11号

平成28年度箕面市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな卸資産 の購入限度額	説明
						国庫交付金	繰越工事 資金	損益勘定 留保資金			
1 資本的 支出	1 建設 改良費	汚水建設改良事業	円 497,643,000	円 382,508,330	円 98,416,362	円 18,239,000	円	円 80,177,362	円 16,718,308	円	地震対策管路更生 工事外1件につい て、当初予定して いなかった掘削作 業が必要になり日 時を要したこと等 に伴い、支払義務 が生じなかった経 費を繰り越したた め。
		雨水建設改良事業	65,545,000	36,074,241	20,601,038	7,761,000	12,840,038		8,869,721		地震対策耐震診 断・実施設計委託 について、事前調 査の実施に必要な 沿道住民との調整 に日時を要したこ とに伴い、支払義 務が生じなかった 経費を繰り越した ため。

平成29年5月31日提出

箕面市長 倉田哲郎

(理由)

平成28年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告するものである。

報告第 1 2 号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次の 3 件の内容の和解を専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

1 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成 2 9 年 3 月 1 6 日専決）

- (1) 事故発生日時 平成 2 9 年 1 月 1 0 日 午後 2 時 1 0 分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市栗生間谷西二丁目 6 番内 箕面栗生第三団地敷地内通路
- (3) 相手方 高槻市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市のごみ収集車（市民部環境整備室 ■■■■■ 運転）が、上記日時・場所において、ごみ集積場所に向かって後退したところ、通路上に駐車していた相手方の車両に接触し、その右後部のウィンカーランプを破損させたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、3 7 , 4 9 8 円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 平成 2 9 年 3 月 1 6 日

2 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成29年4月21日専決）

- (1) 事故発生日時 平成28年11月13日 午前9時27分頃
- (2) 事故発生場所 豊中市庄内宝町二丁目6番地先路上
- (3) 相手方 大阪市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市の救急自動車（箕面消防署警防第二室 ■■■■■ 運転）が、上記日時・場所において、患者を病院に救急搬送するため高架下の交差点を右折している途中で、対向する第一走行車線を直進してきた相手方の車両と衝突し、相手方車両の前面バンパー等及び救急自動車の左スライドドア等を破損したものである。
- (5) 和解の内容
 - 1 本件事故による相手方の損害額は、316,340円とし、市は、相手方に63,268円を支払う。
 - 2 本件事故による本市の損害額は、1,073,088円とし、相手方は、市に858,470円を支払う。
- (6) 和解年月日 平成29年4月21日

3 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成29年4月25日専決）

- (1) 事故発生日時 平成29年1月5日 午前9時40分頃

- (2) 事故発生場所 箕面市半町三丁目453番1地先 市道阿比太橋通り線路上
- (3) 相手方 箕面市在住の個人（親権者 個人2名）
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、本市のごみ収集車（市民部環境整備室 XXXXXXXXXX 運転）がごみ収集のため道路端に停車し、同乗していた職員が左ドアから降車したところ、左後方から自転車で走行してきた相手方と同職員が接触し、相手方に右肩打撲を負わせたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、10,400円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 平成29年4月26日

報告第 1 3 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により平成 2 9 年 3 月 2 9 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

工事請負契約の一部変更（別紙）

（理由）

（仮称）西南生涯学習センター新築工事の請負契約において、国庫交付金の繰越しが認められたことに伴い、工期を変更する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

工事請負契約の一部変更

平成28年12月20日議決を経た「第96号議案 工事請負契約締結の件」の一部を次のように改める。

平成29年3月29日専決

箕面市長 倉 田 哲 郎

「5 工期 議決の翌日から平成29年3月31日まで」を「5 工期 議決の翌日から平成30年1月9日まで」に改める。

報告第 1 4 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により平成 2 9 年 3 月 3 1 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（別紙）

（理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成 2 9 年政令第 5 7 号）が平成 2 9 年 3 月 2 9 日に公布され、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、箕面市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年箕面市条例第 2 6 号）の関係規定を緊急に改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。



箕面市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

箕面市長

倉田哲郎

箕面市条例第十四号

箕面市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

箕面市消防団員等公務災害補償条例（昭和四十一年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「同法第三十六条」を「これらの規定を同法第三十六条第八項」に、「及び第三十六条」を「及び第三十六条第八項」に改める。

第五条第二項第一号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「協力し又は」を「協力し、又は」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「四百三十三円」を「三百三十三円」に改め、「第二号」の下に「に該当する扶養親族については一人につき二百六十七円（非常勤消防団員等に第一号に該当する者が不在の場合には、そのうち一人については三百三十三円）を、第三号」を加え、「第五号」を「第六号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第二号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「三百六十七円」を「三百円」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫
第五条第四項中「満十五歳」を「十五歳」に、「満二十二歳」を「二十歳」に改め、「以下」の下に「この項において」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第五条第三項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

報告第 1 5 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により平成 2 9 年 3 月 2 9 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成 2 8 年度箕面市一般会計補正予算（第 1 1 号）（別紙）

（理由）

退職者の増加に伴い、平成 2 8 年度箕面市一般会計予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

平成28年度箕面市一般会計補正予算(第11号)

平成28年度箕面市の一般会計の補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,105千円を追加し、歳入歳出それぞれ62,555,635千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月29日専決

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
19 繰 越 金		443,557	32,105	475,662
	1 繰 越 金	443,557	32,105	475,662
歳 入 合 計		62,523,530	32,105	62,555,635

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	4,486,616	32,105	4,518,721
		5,517,542	32,105	5,549,647
歳 出 合 計		62,523,530	32,105	62,555,635

平成28年度
(2016年度)

箕面市一般会計補正予算(第11号)説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 市 税	22,873,000	0	22,873,000
2 地 方 譲 与 税	230,000	0	230,000
3 利 子 割 交 付 金	40,000	0	40,000
4 配 当 割 交 付 金	192,000	0	192,000
5 株式会社等譲渡所得割交付金	100,000	0	100,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,000,000	0	2,000,000
7 ェルフ場利用税交付金	2,000	0	2,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	56,000	0	56,000
9 地 方 特 例 交 付 金	110,119	0	110,119
10 地 方 交 付 税	841,956	0	841,956
11 交通安全対策特別交付金	20,000	0	20,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	1,031,488	0	1,031,488
13 使 用 料 及 び 手 数 料	658,828	0	658,828
14 国 庫 支 出 金	15,069,111	0	15,069,111
15 府 支 出 金	3,374,416	0	3,374,416
16 財 産 収 入	212,320	0	212,320
17 寄 附 金	41,048	0	41,048
18 繰 入 金	4,855,097	0	4,855,097
19 繰 越 金	443,557	32,105	475,662
20 諸 収 入	1,286,104	0	1,286,104
21 市 債	9,086,486	0	9,086,486
歳 入 合 計	62,523,530	32,105	62,555,635

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議 会 費	432,187	0	432,187
2 総 務 費	5,517,542	32,105	5,549,647
3 民 生 費	19,279,381	0	19,279,381
4 衛 生 費	3,292,907	0	3,292,907
5 労 働 費	63,150	0	63,150
6 農 林 水 産 業 費	118,952	0	118,952
7 商 工 費	238,283	0	238,283
8 土 木 費	17,663,155	0	17,663,155
9 消 防 費	1,517,528	0	1,517,528
10 教 育 費	7,315,307	0	7,315,307
11 災 害 復 旧 費	40,000	0	40,000
12 公 債 費	2,363,468	0	2,363,468
13 諸 支 出 金	4,631,670	0	4,631,670
14 予 備 費	50,000	0	50,000
歳 出 合 計	62,523,530	32,105	62,555,635

2 歳 入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款 項	目			
19	繰 越 金	千円 443,557	千円 32,105	千円 475,662
1	繰 越 金	443,557	32,105	475,662
	1 前 年 度 繰 越 金	443,557	32,105	475,662

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項				
2	総 務 費	千円 5,517,542	千円 32,105	千円 5,549,647	一般財源 32,105
1	総 務 管 理 費	4,486,616	32,105	4,518,721	一般財源 32,105
	9 人 事 管 理 費	1,200,130	32,105	1,232,235	一般財源 32,105

節		明 説	
区 分	金 額 千円		千円
3 職 員 手 当 等	32,105	1 人件費（人事管理費退職手当）【人事室】 3 職員手当等 13 退職 手 当	32,105 32,105 32,105

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

給 与 費

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	(140) 915		3, 733, 242	3, 553, 123
補正前	(140) 915		3, 733, 242	3, 521, 018
比 較	()			32, 105

職員手当
の内訳

区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
補 正 後	105, 058	323, 369
補 正 前	105, 058	323, 369
比 較		

区 分	時 間 外 及 び 休 日 勤務手当(千円)	住 居 手 当 (千円)
補 正 後	286, 808	64, 911
補 正 前	286, 808	64, 911
比 較		

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	
職 員 手 当	32, 105	1	その他の増加分 32, 105

明 細 書

費 計		共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計	(千円)			
	7,286,365	1,364,588	8,650,953	
	7,254,260	1,364,588	8,618,848	
	32,105		32,105	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)
499,871	79,376	4,173	9,421
499,871	79,376	4,173	9,421

期末勤勉手当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
1,584,052	594,430	1,654
1,584,052	562,325	1,654
	32,105	

説 明		備考	
		退職手当	32,105 千円

報告第 16 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により平成 29 年 3 月 31 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 29 年 5 月 31 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成 28 年度箕面市一般会計補正予算（第 12 号）（別紙）

（理由）

国庫補助金等の確定に伴い、平成 28 年度箕面市一般会計予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

平成２８年度箕面市一般会計補正予算（第１２号）

平成２８年度箕面市の一般会計の補正予算（第１２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177,405千円を追加し、歳入歳出それぞれ62,733,040千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２９年３月３１日専決

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 地 方 譲 与 税	1 地方揮発油譲与税	230,000	21,924	251,924
	2 自動車重量譲与税	71,000	2,585	73,585
3 利 子 割 交 付 金	1 自動車重量譲与税	159,000	19,339	178,339
	2 自動車重量譲与税	40,000	△2,752	37,248
4 配 当 割 交 付 金	1 利 子 割 交 付 金	40,000	△2,752	37,248
	2 利 子 割 交 付 金	192,000	△56,206	135,794
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1 配 当 割 交 付 金	192,000	△56,206	135,794
	2 配 当 割 交 付 金	100,000	△19,969	80,031
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,000	△19,969	80,031
	2 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,000,000	209,231	2,209,231
7 エネルギー場利用税交付金	1 地方消費税交付金	2,000,000	209,231	2,209,231
	2 地方消費税交付金	2,000	725	2,725
8 自動車取得税交付金	1 エネルギー場利用税交付金	2,000	725	2,725
	2 エネルギー場利用税交付金	56,000	41,922	97,922
9 自動車取得税交付金	1 自動車取得税交付金	56,000	41,922	97,922
	2 自動車取得税交付金	841,956	16,511	858,467
10 地 方 交 付 税	1 自動車取得税交付金	841,956	16,511	858,467
	2 自動車取得税交付金	841,956	16,511	858,467
11 交通安全対策特別交付金	1 地方交付税	841,956	16,511	858,467
	2 地方交付税	20,000	1,164	21,164
12 分担金及び負担金	1 交通安全対策特別交付金	20,000	1,164	21,164
	2 交通安全対策特別交付金	1,031,488	△8,340	1,023,148
13 分担金及び負担金	1 負担金	1,031,488	△8,340	1,023,148
	2 負担金	15,069,111	△14,496	15,054,615
14 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金	5,851,330	△12,794	5,838,536
	2 国 庫 負 担 金	795,002	9,521	804,523
15 府 支 出 金	3 国 庫 補 助 金	40,331	△8	40,323
	4 国 庫 交 付 金	8,382,448	△11,215	8,371,233
16 府 支 出 金	1 府 負 担 金	3,374,416	△16,077	3,358,339
	2 府 負 担 金	2,064,863	△8,727	2,056,136
17 府 支 出 金	3 府 補 助 金	763,730	△14,501	749,229
	4 府 委 託 金	54,728	17,054	71,782
18 府 支 出 金	4 府 交 付 金	491,095	△9,903	481,192
	5 府 交 付 金	1,286,104	3,768	1,289,872
19 諸 収 入	5 雑 入	599,619	3,768	603,387
	6 雑 入	62,555,635	177,405	62,733,040
歳 入 合 計		62,555,635	177,405	62,733,040

平成 28 年度
(2016年度)

箕面市一般会計補正予算 (第 12号) 説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 市 税	22,873,000	0	22,873,000
2 地 方 譲 与 税	230,000	21,924	251,924
3 利 子 割 交 付 金	40,000	△2,752	37,248
4 配 当 割 交 付 金	192,000	△56,206	135,794
5 株式等譲渡所得割交付金	100,000	△19,969	80,031
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,000,000	209,231	2,209,231
7 ゴルフ場利用税交付金	2,000	725	2,725
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	56,000	41,922	97,922
9 地 方 特 例 交 付 金	110,119	0	110,119
10 地 方 交 付 税	841,956	16,511	858,467
11 交通安全対策特別交付金	20,000	1,164	21,164
12 分 担 金 及 び 負 担 金	1,031,488	△8,340	1,023,148
13 使 用 料 及 び 手 数 料	658,828	0	658,828
14 国 庫 支 出 金	15,069,111	△14,496	15,054,615
15 府 支 出 金	3,374,416	△16,077	3,358,339
16 財 産 収 入	212,320	0	212,320
17 寄 附 金	41,048	0	41,048
18 繰 入 金	4,855,097	0	4,855,097
19 繰 越 金	475,662	0	475,662
20 諸 収 入	1,286,104	3,768	1,289,872
21 市 債	9,086,486	0	9,086,486
歳 入 合 計	62,555,635	177,405	62,733,040

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	432,187	0	432,187
2 総務費	5,549,647	0	5,549,647
3 民生費	19,279,381	0	19,279,381
4 衛生費	3,292,907	0	3,292,907
5 労働費	63,150	0	63,150
6 農林水産業費	118,952	0	118,952
7 商工費	238,283	0	238,283
8 土木費	17,663,155	200	17,663,355
9 消防費	1,517,528	0	1,517,528
10 教育費	7,315,307	0	7,315,307
11 災害復旧費	40,000	0	40,000
12 公債費	2,363,468	0	2,363,468
13 諸支出金	4,631,670	177,205	4,808,875
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	62,555,635	177,405	62,733,040

2 歳 入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
2	地 方 譲 与 税	千円 230,000	千円 21,924	千円 251,924
1	地 方 揮 発 油 譲 与 税	71,000	2,585	73,585
1	地 方 揮 発 油 譲 与 税	71,000	2,585	73,585
2	自 動 車 重 量 譲 与 税	159,000	19,339	178,339
1	自 動 車 重 量 譲 与 税	159,000	19,339	178,339
3	利 子 割 交 付 金	40,000	△2,752	37,248
1	利 子 割 交 付 金	40,000	△2,752	37,248
1	利 子 割 交 付 金	40,000	△2,752	37,248
4	配 当 割 交 付 金	192,000	△56,206	135,794
1	配 当 割 交 付 金	192,000	△56,206	135,794
1	配 当 割 交 付 金	192,000	△56,206	135,794
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,000	△19,969	80,031
1	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,000	△19,969	80,031
1	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,000	△19,969	80,031
6	地 方 消 費 税 交 付 金	2,000,000	209,231	2,209,231
1	地 方 消 費 税 交 付 金	2,000,000	209,231	2,209,231
1	地 方 消 費 税 交 付 金	2,000,000	209,231	2,209,231
7	ゴ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2,000	725	2,725
1	ゴ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2,000	725	2,725
1	ゴ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2,000	725	2,725
8	自 動 車 取 得 税 交 付 金	56,000	41,922	97,922
1	自 動 車 取 得 税 交 付 金	56,000	41,922	97,922
1	自 動 車 取 得 税 交 付 金	56,000	41,922	97,922

節		説 明	
区 分	金 額 千円		千円
1 地 方 揮 発 油 議 与 税	2,585	1 地方揮発油譲与税 補正後 73,585,000円—補正前 71,000,000円	2,585
1 自 動 車 重 量 譲 与 税	19,339	1 自動車重量譲与税 補正後 178,339,000円—補正前 159,000,000円	19,339
1 利子割交付金	△2,752	1 利子割交付金 補正後 37,248,000円—補正前 40,000,000円	△2,752
1 配当割交付金	△56,206	1 配当割交付金 補正後 135,794,000円—補正前 192,000,000円	△56,206
1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	△19,969	1 株式等譲渡所得割交付金 補正後 80,031,000円—補正前 100,000,000円	△19,969
1 地 方 消 費 税 交 付 金	209,231	1 地方消費税交付金 補正後 2,209,231,000円—補正前 2,000,000,000円	209,231
1 ギ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	725	1 ギルフ場利用税交付金 補正後 2,725,000円—補正前 2,000,000円	725
1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	41,922	1 自動車取得税交付金 補正後 97,922,000円—補正前 56,000,000円	41,922

(款) 8 自動車取得税交付金
(項) 1 自動車取得税交付金

(款) 10 地方交付税
(項) 1 地方交付税

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
10	地 方 交 付 税	千円 841,956	千円 16,511	千円 858,467
1	地 方 交 付 税	841,956	16,511	858,467
	1 地 方 交 付 税	841,956	16,511	858,467
11	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	20,000	1,164	21,164
1	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	20,000	1,164	21,164
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	20,000	1,164	21,164
12	分 担 金 及 び 負 担 金	1,031,488	△8,340	1,023,148
1	負 担 金	1,031,488	△8,340	1,023,148
	4 消 防 費 負 担 金	280,920	△8,340	272,580
14	国 庫 支 出 金	15,069,111	△14,496	15,054,615
1	国 庫 負 担 金	5,861,330	△12,794	5,838,536
	1 民 生 費 国 庫 負 担 金	5,806,290	△12,794	5,793,496

節		明	
区 分	金 額	説	
	千円		
1 地 方 交 付 税	16,511	2 特別交付税 補正後 116,511,000円—補正前	16,511 千円
1 交通安全対策特別交付金	1,164	1 交通安全対策特別交付金 補正後 21,164,000円—補正前	1,164
1 消防費負担金	△8,340	2 権限移譲負担金（豊能町分） 補正後 202,000円—補正前 3 豊能町消防事務受託負担金 補正後 272,024,000円—補正前	35 △8,375
1 社会福祉費負担金	1,706	7 障害者自立支援給付費等負担金 補正後 1,048,672,000円—補正前 1,046,767,000円 9 特別障害者手当等給付費負担金 補正後 62,076,000円—補正前 62,275,000円	1,905 △199
2 児童福祉費負担金	△14,533	2 特別児童扶養手当取扱事務費負担金 補正後 454,000円—補正前 435,000円 4 助産施設入所費負担金 補正後 223,000円—補正前 709,000円 5 母子生活支援施設入所費負担金 補正後 3,057,000円—補正前 4,199,000円 6 児童扶養手当費負担金 補正後 139,351,000円—補正前 140,330,000円 7 児童手当費負担金 補正後 1,641,588,000円—補正前 1,647,617,000円 9 未熟児養育医療費負担金 補正後 1,496,000円—補正前 2,691,000円 10 障害児通所給付費負担金 補正後 186,815,000円—補正前 191,536,000円	19 △486 △1,142 △979 △6,029 △1,195 △4,721
3 生活保護費負担金	33	1 生活保護費負担金 補正後 1,790,245,000円—補正前 1,789,865,000円 2 中国残留邦人生活支援給付費負担金 補正後 0円—補正前 349,000円	380 △349

(款) 14 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
14	1 [民生費国庫負担金]	千円	千円	千円
2	国 庫 補 助 金	795,002	9,521	804,523
	1 総務費国庫補助金	38,327	9,662	47,989
	2 民生費国庫補助金	650,515	7,568	658,083
	3 教育費国庫補助金	88,661	△7,709	80,952
	3 国 庫 委 託 金	40,331	△8	40,323
4	1 総務費国庫委託金	785	△8	777
	4 国 庫 交 付 金	8,382,448	△11,215	8,371,233
	2 民生費国庫交付金	203,421	△3,204	200,217
	3 土木費国庫交付金	7,764,193	△8,011	7,756,182
15	府 支 出 金	3,374,416	△16,077	3,358,339
1	府 負 担 金	2,064,863	△8,727	2,056,136
	1 民生費府負担金	2,064,863	△8,727	2,056,136
	2 府 補 助 金	763,730	△14,501	749,229
	1 総務費府補助金	20,000	16,500	36,500
	2 民生費府補助金	374,383	△27,794	346,589

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		3 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 補正後 20,323,000円—補正前 20,321,000円	2
1 総務管理費 補助金	9,662	2 個人番号カード交付事務費補助金 補正後 12,108,000円—補正前 2,446,000円	9,662
1 社会福祉費 補助金	6,925	5 地域生活支援事業費等補助金 補正後 65,878,000円—補正前 58,953,000円	6,925
2 児童福祉費 補助金	1,367	2 母子等自立支援事業費補助金 補正後 4,839,000円—補正前 3,749,000円 7 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 555×1/2≒277	1,090 277
3 生活保護費 補助金	△724	7 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 補正後 25,750,000円—補正前 26,474,000円	△724
1 教育総務費 補助金	△7,709	3 幼稚園就園奨励費補助金 補正後 69,522,000円—補正前 77,231,000円	△7,709
1 戸籍住民 基本台帳託 費金	△8	2 自衛官募集事務費委託金 補正後 47,000円—補正前 15,000円 3 中长期在留者住居地届出等事務費委託金 補正後 730,000円—補正前 770,000円	32 △40
2 児童福祉費 交付金	△3,204	5 子ども・子育て支援交付金 補正後 115,024,000円—補正前 118,228,000円	△3,204
1 土木管理費 交付金	△8,011	3 社会資本整備総合交付金 補正後 649,324,000円—補正前 657,335,000円	△8,011
2 児童福祉費 負担金	△8,727	3 助産施設入所費負担金 補正後 111,000円—補正前 354,000円 4 母子生活支援施設入所費負担金 補正後 1,528,000円—補正前 2,099,000円 5 児童手当費負担金 補正後 360,235,000円—補正前 361,191,000円 7 障害児通所給付費負担金 補正後 88,811,000円—補正前 95,768,000円	△243 △571 △956 △6,957
1 総務管理費 補助金	16,500	6 大阪府市町村振興補助金 補正後 36,500,000円—補正前 20,000,000円	16,500
1 社会福祉費 補助金	△22,330	4 地域生活支援事業費等補助金 補正後 32,939,000円—補正前 29,476,000円	3,463

(款) 15 府支出金
(項) 2 府補助金

(款) 15 府支出金
(項) 2 府補助金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
15	2 2[民生費府補助金]	千円	千円	千円
	5 土木費府補助金	312,375	△3,207	309,168
	3 府 委 託 金	54,728	17,054	71,782
	1 総務費府委託金	48,790	17,054	65,844
	4 府 交 付 金	491,095	△9,903	481,192
	1 総務費府交付金	219,309	△77	219,232
	2 民生費府交付金	246,388	△10,158	236,230
	6 消防費府交付金	853	332	1,185
20	諸 収 入	1,286,104	3,768	1,289,872

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		
		7 障害者地域生活推進総合補助金 補正後 882,000円—補正前 38 老人医療費補助金 補正後 83,684,000円—補正前 63 身体障害者知的障害者医療費補助金 補正後 63,439,000円—補正前	千円 △118 1,000,000円 △16,811 100,495,000円 △8,864
2 児童福祉費 補 助 金	△5,464	7 ひとより親家庭医療費補助金 補正後 30,818,000円—補正前 9 子どもの医療費補助金 補正後 39,051,000円—補正前 30 母子等自立支援事業費補助金 補正後 3,325,000円—補正前	△3,354 34,172,000円 △2,374 41,425,000円 264
1 土木管理費 補 助 金	△3,207	1 震災対策推進事業費補助金 補正後 9,168,000円—補正前	△3,207 12,375,000円
2 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費 委 託 金	13	3 人口動態調査委託金 補正後 126,000円—補正前	13 113,000円
3 選挙費委託金	17,041	3 参議院議員通常選挙委託金 補正後 61,125,000円—補正前 5 在外選挙人名簿登録事務委託金 補正後 32,000円—補正前	17,031 44,094,000円 10 22,000円
3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費 交 付 金	△77	1 権限移譲事務費交付金 補正後 2,975,000円—補正前	△77 3,052,000円
1 社会福祉費 交 付 金	△1,033	1 行旅死亡人取扱交付金 補正後 33,000円—補正前 4 地域福祉・子育て支援交付金 補正後 21,437,000円—補正前 15 権限移譲事務費交付金（共同処理分） 補正後 14,799,000円—補正前	△497 530,000円 △998 22,435,000円 462 14,337,000円
2 児童福祉費 交 付 金	△9,125	1 地域福祉・子育て支援交付金 補正後 43,019,000円—補正前 3 子ども・子育て支援交付金 補正後 115,024,000円—補正前 4 新子育て支援交付金 補正後 41,596,000円—補正前 6 母子家庭等福祉資金貸付事務取扱交付金 7 全国ひとより親世帯等調査市町村事務取扱交付金	△3,276 46,295,000円 △3,204 118,228,000円 △2,687 44,283,000円 25 17
1 消防費交付金	332	1 権限移譲事務費交付金 補正後 1,185,000円—補正前	332 853,000円

(款) 20 諸収入
(項) 5 雑入

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項			
20	5 雑	入	千円 599,619	千円 603,387
		3 雑 入	353,543	355,596
		4 過 年 度 収 入	12,214	13,929

3 歳 出

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目				
8 土	木 費	千円 17,663,155	千円 200	千円 17,663,355	一般財源 200
1 土	木 管 理 費	828,994	200	829,194	一般財源 200
3 公	共 用 地 費	26	200	226	一般財源 200
13 諸	支 出 金	4,631,670	177,205	4,808,875	一般財源 177,205
2 基	金 費	4,193,946	177,205	4,371,151	一般財源 177,205
5 未	来 子 ど も 費	6,551	80,370	86,921	一般財源 80,370
6 保	健 福 祉 総 合 推 進 費	4,081	100,000	104,081	一般財源 100,000
11 北	大 阪 急 行 南 北 線 延 伸 整 備 基 金 費	532,673	△65	532,608	一般財源 △65
14 み	ど り 推 進 費 基	25,086	△3,100	21,986	一般財源 △3,100

節		説 明	千円
区 分	金 額 千円		
28 繰 出 金	200	50 特別会計公共用地先行取得事業費繰出金【地域活性化室】 28 繰 出 金 6 特別会計公共用地先行取得事業費繰出金	200 200 200
25 積 立 金	80,370	50 未来子ども基金積立事業【教育政策室】 25 積 立 金 18 未来子ども基金積立金	80,370 80,370 80,370
25 積 立 金	100,000	50 保健福祉総合推進基金積立事業【健康福祉政策室】 25 積 立 金 13 保健福祉総合推進基金積立金	100,000 100,000 100,000
25 積 立 金	△65	50 北大阪急行南北線延伸整備基金積立事業【鉄道延伸室】 25 積 立 金 14 北大阪急行南北線延伸整備基金積立金	△65 △65 △65
25 積 立 金	△3,100	50 みどり推進基金積立事業【公園緑地室】 25 積 立 金 22 みどり推進基金積立金	△3,100 △3,100 △3,100

報告第 17 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により平成 29 年 3 月 31 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 29 年 5 月 31 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成 28 年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算（第 3 号）（別紙）

（理由）

市債等の確定に伴い、平成 28 年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

平成２８年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算（第
３号）

平成２８年度箕面市の特別会計公共用地先行取得事業費の補正予算（第３号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後
の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

平成２９年３月３１日専決

箕面市長 倉 田 哲 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		千円 26	千円 200	千円 226
	1 他 会 計 繰 入 金	26	200	226
2 市 債		1,834,500	△200	1,834,300
	1 市 債	1,834,500	△200	1,834,300
歳 入 合 計		1,834,526	0	1,834,526

第 2 表 地方債補正

起債の目的	補正 区分	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
公共用 地取得 優先事	補正前	千円 1,834,500	普通貸借 又は 証券発行	%以内 4 (注)	政 府 その他	年以内 10	年以内 10	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じ て繰上償還 することができる。
	補正後	1,834,300	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

(注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

平成28年度
(2016年度)

箕面市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算(第3号)説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 繰入金	26	200	226
2 市債	1,834,500	△200	1,834,300
歳入合計	1,834,526	0	1,834,526

2 歳 入

(款) 1 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款 項	目			
1 繰 入 金		千円 26	千円 200	千円 226
1 他 会 計 繰 入 金		26	200	226
1 一 般 会 計 繰 入 金		26	200	226
2 市 債		1, 834, 500	△200	1, 834, 300
1 市 債		1, 834, 500	△200	1, 834, 300
1 公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 債		1, 834, 500	△200	1, 834, 300

節		説 明
区 分	金 額 千円	
		千円
1 一 般 会 計 入 金 繰 入 金	200	1 一般会計繰入金 繰正後 226,000円—繰正前 26,000円
1 公共用地先行 取 得 事 業 債	△200	1 公共用地先行取得事業債 繰正後 1,834,300,000円—繰正前 1,834,500,000円
		△200

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	補 正 区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現 在 高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普 通 債	補正前			1,834,500		1,834,500
	補 正			△ 200		△ 200
	補正後			1,834,300		1,834,300
(1) 公 共 用 事 業 先 行 債 公 取 得 債	補正前			1,834,500		1,834,500
	補 正			△ 200		△ 200
	補正後			1,834,300		1,834,300
合 計	補正前			1,834,500		1,834,500
	補 正			△ 200		△ 200
	補正後			1,834,300		1,834,300

報告第 18 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により平成 29 年 3 月 31 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 29 年 5 月 31 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成 28 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 5 号）（別紙）

（理由）

国庫補助金等の確定に伴い、平成 28 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

平成28年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第5号）

平成28年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ297,195千円を減額し、歳入歳出それぞれ18,340,591千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日専決

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 国 庫 支 出 金		2,879,111	108,159	2,987,270
	1 国 庫 負 担 金	2,476,441	△54,991	2,421,450
	2 国 庫 補 助 金	402,670	163,150	565,820
6 府 支 出 金		1,322,743	△405,354	917,389
	1 府 負 担 金	113,915	△598	113,317
	2 府 補 助 金	1,208,828	△404,756	804,072
歳 入 合 計		18,637,786	△297,195	18,340,591

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 予 備 費		千円 483,895	千円 △297,195	千円 186,700
	1 予 備 費	483,895	△297,195	186,700
歳 出 合 計		18,637,786	△297,195	18,340,591

平成28年度
(2016年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第5号)説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 国民健康保険料	3,671,078	0	3,671,078
2 使用料及び手数料	985	0	985
3 国庫支出金	2,879,111	108,159	2,987,270
4 療養給付費等交付金	101,644	0	101,644
5 前期高齢者交付金	3,814,167	0	3,814,167
6 府支出金	1,322,743	△405,354	917,389
7 共同事業交付金	3,508,786	0	3,508,786
8 財産収入	1	0	1
9 繰入金	1,557,575	0	1,557,575
10 諸収入	1,781,696	0	1,781,696
歳入合計	18,637,786	△297,195	18,340,591

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	189,263	0	189,263
2 保険給付費	9,762,487	0	9,762,487
3 後期高齢者支援金等	1,755,449	0	1,755,449
4 前期高齢者納付金等	1,261	0	1,261
5 老人保健拠出金	49	0	49
6 介護納付金	612,969	0	612,969
7 共同事業拠出金	3,987,017	0	3,987,017
8 保健事業費	124,983	0	124,983
9 基金積立金	1	0	1
10 諸支出金	69,474	0	69,474
11 予備費	483,895	△297,195	186,700
12 繰上充用金	1,650,938	0	1,650,938
歳出合計	18,637,786	△297,195	18,340,591

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款 項	目			
3	国 庫 支 出 金	千円 2,879,111	千円 108,159	千円 2,987,270
1	国 庫 負 担 金	2,476,441	△54,991	2,421,450
1	療 養 給 付 費 等 負 担 金	2,362,526	△54,393	2,308,133
2	高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	94,414	622	95,036
3	特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	19,501	△1,220	18,281
2	国 庫 補 助 金	402,670	163,150	565,820
1	財 政 調 整 交 付 金	402,670	163,150	565,820
6	府 支 出 金	1,322,743	△405,354	917,389
1	府 負 担 金	113,915	△598	113,317
1	高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	94,414	622	95,036
2	特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	19,501	△1,220	18,281
2	府 補 助 金	1,208,828	△404,756	804,072
2	財 政 調 整 交 付 金	1,193,755	△404,756	788,999

節		明 説	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 現 年 度 分	△54,393	1 現年度分 補正後 2,308,132,000円－補正前 2,362,525,000円	△54,393
1 高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	622	1 高額医療費共同事業負担金 補正後 95,036,000円－補正前 94,414,000円	622
1 特定健康診査等 負 担 金	△1,220	1 特定健康診査等負担金 補正後 18,281,000円－補正前 19,501,000円	△1,220
1 財 政 調 整 交 付 金	163,150	1 財政調整交付金 補正後 565,820,000円－補正前 402,670,000円	163,150
1 高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	622	1 高額医療費共同事業負担金 補正後 95,036,000円－補正前 94,414,000円	622
1 特定健康診査等 負 担 金	△1,220	1 特定健康診査等負担金 補正後 18,281,000円－補正前 19,501,000円	△1,220
1 財 政 調 整 交 付 金	△404,756	1 財政調整交付金 補正後 788,999,000円－補正前 1,193,755,000円	△404,756

3 歳 出

(款) 11 予備費

(項) 1 予備費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項 目				
11	予 備 費	千円 483,895	千円 △297,195	千円 186,700	一般財源 △297,195
	1 予 備 費	483,895	△297,195	186,700	一般財源 △297,195
	1 予 備 費	483,895	△297,195	186,700	一般財源 △297,195

節		説 明	千円
区 分	金 額 千円		

(款) 11 予備費
(項) 1 予備費

報告第 19 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により平成 29 年 3 月 31 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 29 年 5 月 31 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成 28 年度箕面市病院事業会計補正予算（第 2 号）（別紙）

（理由）

府補助金等の確定に伴い、平成 28 年度箕面市病院事業会計予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

平成28年度箕面市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成28年度箕面市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成28年度箕面市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	病院事業収益	9,186,005 千円	3,671 千円	9,189,676 千円
第2項	医業外収益	193,969 千円	3,671 千円	197,640 千円
第3条	予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 352,749 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 350,589 千円」に改める。			
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	資本的収入	1,000 千円	2,160 千円	3,160 千円
第2項	府補助金		2,160 千円	2,160 千円
平成29年3月31日専決				

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成28年度(2016年度)箕面市病院事業会計補正予算(第2号)説明書

平成28年度（2016年度）箕面市病院事業会計補正予算実施計画（第2号）

収益の収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円	備 考
1 病院事業収益	2 医業外収益		9,186,005	3,671	9,189,676	
			193,969	3,671	197,640	
		3 国庫補助金	6,000	9	6,009	
		4 府 補 助 金	7,300	3,662	10,962	

資本の収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円	備 考
1 資本の収入	2 府 補 助 金		1,000	2,160	3,160	
				2,160	2,160	
		1 府 補 助 金		2,160	2,160	

平成２８年度（２０１６年度）箕面市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 293, 061	3, 671	△ 289, 390
業務活動によるキャッシュ・フロー ①	425, 803	3, 671	429, 474
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
国庫補助金等による収入		2, 160	2, 160
投資活動によるキャッシュ・フロー ②	△ 205, 748	2, 160	△ 203, 588
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー ③	△ 81, 856		△ 81, 856
4. 資金の増加額 ④＝①＋②＋③	138, 199	5, 831	144, 030
5. 資金期首残高	2, 054, 307	△ 426, 291	1, 628, 016
6. 資金期末残高	2, 192, 506	△ 420, 460	1, 772, 046

平成28年度(2016年度)箕面市病院事業会計補正予算(第2号) 参考資料

収益的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節
1 病院事業収益			千円 9, 186, 005	千円 3, 671	千円 9, 189, 676	
	2 医業外収益		193, 969	3, 671	197, 640	
		3 国庫補助金	6, 000	9	6, 009	国庫補助金
		4 府補助金	7, 300	3, 662	10, 962	府補助金

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節
1 資本的收入			千円 1, 000	千円 2, 160	千円 3, 160	
	2 府補助金			2, 160	2, 160	
		1 府補助金		2, 160	2, 160	府補助金

金額	説 明	
千円		千円
6, 009	臨床研修費等補助金	9 増
10, 962	新人看護職員研修補助金	745 345 増
	救急搬送患者受入促進補助金	3, 898 2, 698 増
	女性医師就業環境改善補助金	5, 355 145 減
	産科医分娩手当導入補助金	727 527 増
	緩和ケア人材養成事業補助金	237 新規計上

金額	説 明	
千円		千円
2, 160	新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備補助金	2, 160 新規計上

第 4 7 号議案

財産取得の件

次のとおり財産を取得する。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

取得財産の表示		取得金額	所有者（譲渡人）
位置	財産の種別及び数量		
箕面市彩都栗生 北二丁目1番5 号	1 プールの附帯設備 一式	119,993,930 円	神奈川県横浜市中区本町六 丁目50番地1 独立行政法人都市再生機構
	2 給食室の附帯設備 一式		

（提案理由）

独立行政法人都市再生機構からプール及び給食室の各附帯設備を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により提案するものである。

第四十八号議案

箕面市税条例改正の件

箕面市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年五月三十一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市税条例の一部を改正する条例

箕面市税条例（昭和二十五年箕面市条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第十四条第四項中「第十六条第一項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで」に提出された第十六条の二第一項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

一 第十六条第一項の規定による申告書

二 第十六条の二第一項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第十四条第六項中「第十六条第一項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時

までに提出された第十六条の二第一項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

一 第十六条第一項の規定による申告書

二 第十六条の二第一項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第十五条の四第一項中「第十四条第四項の申告書」を「第十四条第四項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第六項の申告書」を「同条第六項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第二章第一節第六款」を「同節第六款」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（所得の計算）

第十五条の五 法第二百九十四条第一項第一号の者に対して所得割を課する場合においては、次の各号に定めるところによって、その者の第十四条第一項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する。

一 その者が所得税に係る申告書を提出し、又は政府が総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額を更正し、若しくは決定した場合においては、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額を基準として算定する。ただし、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額が過少であると認められる場合に

おいては、自ら調査し、その調査に基づいて算定する。

二 その者が前号の申告書を提出せず、かつ、政府が同号の決定をしない場合においては、自ら調査し、その調査に基づいて算定する。

第二十条第二項中「、第三百四十九条の三の二、第三百四十九条の四又は第三百四十九条の五」を「又は第三百四十九条の三の四から第三百四十九条の五まで」に改める。

第二十条の三の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第一項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第五号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第二項中「あん分の」を「按分の」に、「以後三年」を「から起算して三年」に改め、「各年度」の下に「とし、法第三百四十九条の三の三第一項に規定する被災市街地復興推進地域(第二十七条の三において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第二十七条の三において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の一月一日から起算して四年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第六号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第三項中「あん分」を「按分」に改め、同条を第二十条の四とする。

第二十条の二の見出し中「第十五条の三第二項」を「第十五条の三第三項並びに第十五条の三の二第四項及び第五項」に改め、同条第一項中「第十五条の三第二項」を「第十五条の三第三項並びに第十五条の三の二第四項及び第五項」に改め、同項第三号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削り、同条を第二十条の三とし、第二十条の次に次の一条を加える。

(法第三百四十九条の三第二十九項等の条例で定める割合)

第二十条の二 法第三百四十九条の三第二十九項に規定する条例で定める割合は、三分の一とする。

2 法第三百四十九条の三第三十項に規定する条例で定める割合は、三分の一とする。

第二十七条の三第一項中「以後三年」を「から起算して三年」に、「各年度分」を「各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の一月一日から起算して四年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」に改め、同条第二項中「以後三年」を「から起算して三年」に改め、「各年度分」の下に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の一月一日から起算して四年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第二条第一項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。
附則第四条を次のように改める。

（個人の市民税の配当控除）

第四条 所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、法附則第五条第三項に規定する配当所得があるときは、当分の間、同項各号に掲げる金額の合計額をその者の第十五条及び第十五条の二の二の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第十五条の三及び第十五条の四第一項の規定の適用については、第十五条の三中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第四条第一項」と、同項中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第四条第一項」とする。

附則第四条の三の五の次に次の一条を加える。

（読替規定）

第四条の三の六 法附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第二十条第二項中「又は第三百四十九条の三の四から第三百四十九条の五まで」とあるのは、「若しくは第三百四十九条の三の四から第三百四十九条の五まで又は法附則第十五条から第十五条の三まで」とする。

附則第四条の四第五項及び第六項中「附則第十五条第三十三項第一号」を「附則第十五条第三十二項第一号」に改め、同条第七項から第九項までの規定中「附則第十五条第三十三項第二号」を「附則第十五条第三十二項第二号」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同項の前に次の二項を加える。

11 法附則第十五条第四十四項に規定する条例で定める割合は、三分の一とする。

12 法附則第十五条第四十五項に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。

附則第五条の三の二中「附則第七条第二項」を「附則第七条第三項」に改める。

附則第五条の三の三中「同項において準用する法附則第十六条第二項」を「同項」に、「附則第十二条第二十一項第二号」を「附則第十二条第二十一項第一号ロ」に改める。

附則第五条の四中「附則第十二条第二十四項」を「附則第十二条第二十六項」に改める。

附則第五条の五中「附則第七条第八項各号」を「附則第七条第九項各号」に改め、同条第四号中「附則第十二条第二十八項」を「附則第十二条第三十項」に改め、同条第六号中「附則第十二条第二十九項」を「附則第十二

条第三十一項」に改める。

附則第五条の五の二中「附則第七条第九項各号」を「附則第七条第十項各号」に改め、同条第五号中「附則第十二条第三十六項」を「附則第十二条第三十八項」に改める。

附則第五条の六中「附則第七条第十一項」を「附則第七条第十四項」に、「附則第十二条第二十四項」を「附則第十二条第二十六項」に改め、同条を附則第五条の八とし、附則第五条の五の二の次に次の二条を加える。

（特定耐震基準適合住宅に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告等）

第五条の六 法附則第十五条の九の二第一項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十一項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

一 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

二 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

三 家屋の建築年月日及び登記年月日

四 耐震改修が完了した年月日

五 耐震改修に要した費用

六 耐震改修が完了した日から三月を経過した後に申告書を提出する場合には、三月以内に提出することができなかった理由

（特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修住宅専有部分に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告等）

第五条の七 法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改

修住宅又は同条第五項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十二項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

一 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

二 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

三 家屋の建築年月日及び登記年月日

四 熱損失防止改修工事が完了した年月日

五 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第十二条第三十八項に規定する補助金等

六 熱損失防止改修工事が完了した日から三月を経過した後に申告書を提出する場合には、三月以内に提出することができなかった理由

附則第七条第二項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の下に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一 第十四条第四項ただし書の規定の適用がある場合

二 第十四条第四項第一号に掲げる申告書及び同項第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第九条第三項中「次項」を「以下この条（第五項を除く。）」に改め、同条に次の三項を加える。

5 法附則第三十条第六項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第三十三条の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十一年度分の軽自動車税に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

6 法附則第三十条第七項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第三十三条の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十一年度分の軽自動車税に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

7 法附則第三十条第八項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第三十三条の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十一年度分の軽自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十条を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第十条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第二項から第七項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第三十条の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第三十四条第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第三十五条及び第三十五条の二の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定の適用がある場合については、法附則第三十条の二第四項の定めるところによる。

附則第十三条第一項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「起因」を「基因」に、「附則第三十四条の二第四項」を「附則第三十四条の二

第一項」に、「除く。以下この条を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第一項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第二項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「起因」を「基因」に、「附則第三十四条の二第九項」を「附則第三十四条の二第十項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第二十五条を附則第二十六条とする。

附則第二十四条第一項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第二項第一号中「附則第二十四条第一項」を「附則第二十五条第一項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第十五条の二の二から第十五条の三まで及び第十五条の四第一項並びに附則第四条第一項、第四条の二第一項及び第四条の二の二第一項の規定の適用については、第十五条の二の二中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第二十五条第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第十五条の二の三第一項前段、第十五条の三及び第十五条の四第一項並びに附則第四条第一項、第四条の二第一項及び第四条の二の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第二十五条第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第十五条の二の三第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第二十五条第一項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第二十四条第二項第三号中「附則第二十四条第一項」を「附則第二十五条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第十五条の五の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第二十五条第一項に規定

する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二第十六項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第十八項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第二十二項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第二十四項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

附則第二十四条第三項中「第十四条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第四項中「第十六条第一項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（「もの及びその時まで」に提出された第十六条の二第一項の確定申告書を含む）」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「前項後段の規定の」を「同項後段の規定の」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

一 第十六条第一項の規定による申告書

二 第十六条の二第一項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第二十四条第五項第一号中「附則第二十四条第三項」を「附則第二十五条第三項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第十五条の二の二から第十五条の三まで及び第十五条の四第一項並びに附則第四条第一項、第四条の二第一項及び第四条の二の二第一項の規定の適用については、第十五条の二の二中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第二十五条第三項の規定による市民税の所得割の額」と、第十五条の二の三第一項前段、第十五条の三及び第十五条の四第一項並びに附則第四条第一項、第四条の二第一項及び第四条の二の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第二十五条第三項の規定による市民税の所得割の額」と、第十五条の二の三第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第二十五条第三項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第二十四条第五項第三号中「附則第二十四条第三項」を「附則第二十五条第三項後段」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第十五条の五の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第二十五条第三項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二第二十項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

附則第二十四条第六項中「附則第二十四条第三項」を「附則第二十五条第三項前段」に、「第十六条第一項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第十六条の二第一項の確定申告書を含む。）」を「同条

第四項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同条を附則第二十五条とする。

附則第二十三条の次に次の一条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第二十四条 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第八条第二項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第十二条第五項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第十六条第二項に規定する特例適用利子等については、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第八条第二項（外国居住者等所得相互免除法第十条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第一号の規定により読み替えられた第十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の三の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第十四条の二の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第二十四条第一項に規定する特例適用利子等の額」とする。

二 第十五条の二の二から第十五条の三まで及び第十五条の四第一項並びに附則第四条第一項、第四条の二第一項及び第四条の二の二第一項

の規定の適用については、第十五条の二の二中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第二十四条第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第十五条の二の三第一項前段、第十五条の三及び第十五条の四第一項並びに附則第四条第一項、第四条の二第一項及び第四条の二の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第二十四条第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第十五条の二の三第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第二十四条第一項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

三 第十五条の五の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第二十四条第一項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第七条第十項（同法第十一条第八項及び第十五条第十四項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第七条第十二項（同法第十一条第九項及び第十五条第十五項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第七条第十六項（同法第十一条第十一項及び第十五条第十七項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第七条第十八項（同法第十一条第十二項及び第十五条第十八項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

四 附則第二条の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第二十四条第一項に規定する特

例適用利子等の額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第二十四条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第八条第四項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第十二条第六項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第十六条第三項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第十四条第三項及び第四項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第八条第四項（外国居住者等所得相互免除法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第五項第一号の規定により読み替えられた第十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の三の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に同項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、

同項後段の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるときは、この限りでない。

一 第十六条第一項の規定による申告書

二 第十六条の二第一項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第十四条の二の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第二十四条第三項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

二 第十五条の二の二から第十五条の三まで及び第十五条の四第一項並びに附則第四条第一項、第四条の二第一項及び第四条の二の二第一項の規定の適用については、第十五条の二の二中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第二十四条第三項の規定による市民税の所得割の額」と、第十五条の二の三第一項前段、第十五条の三及び第十五条の四第一項並びに附則第四条第一項、第四条の二第一項及び第四条の二の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第二十四条第三項の規定による市民税の所得割の額」と、第十五条の二の三第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第二十四条第三項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

三 第十五条の五の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第二十四条第三項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互

主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第七条第十四項（同法第十一条第十項及び第十五条第十六項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

四 附則第二条の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第二十四条第三項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第二十四条第三項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条の二及び附則第二条第一項の改正規定並びに次条第二項の規定 平成三十一年一月一日

二 附則第六条の規定 平成三十一年十月一日

三 附則第四条の四第十二項を同条第十三項とし、同項の前に二項を加える改正規定（同条第十二項に係る部分に限る。） 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十六号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の箕面市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成二十九年年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第一号に掲げる規定による改正後の箕面市税条例の規定中個人の

市民税に関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成三十年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第二十条第二項及び附則第四条の三の六（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号。第四項及び次条第二項において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この項において「新法」という。）第三百四十九条の三の四に係る部分に限る。）の規定は、平成二十八年四月一日以後に発生した新法第三百四十九条の三の三第一項に規定する震災等（第四項において「震災等」という。）に係る新法第三百四十九条の三の四に規定する償却資産に対して課する平成二十九年以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第二十条の二の規定は、平成三十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十九年分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第二十条の四第二項及び第二十七条の三の規定は、平成二十八年四月一日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成二十九年以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法第一条の規定による改正前の地方税法（次項において「旧法」という。）第三百四十九条の三の三第一項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷

地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 5 平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第四十項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第四条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二十八年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成二十八年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを箕面市税条例第三十四条第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第十三条第一項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第十八条第二項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（箕面市税条例第三十条及び第三十五条の二の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（箕面市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第五条 箕面市税条例等の一部を改正する条例（平成二十六年箕面市条例第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の表新条例附則第九条第一項の表第三十三条第二号イの項の項の上欄及び中欄中「第三十三条第二号イ」を「第二号イ」に改める。

第六条 箕面市税条例等の一部を改正する条例（平成二十九年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中箕面市税条例附則第九条第二項から第四項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第十条を次のように改める。

第十条 削除

（提案理由）

地方税法等の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第四十九号議案

箕面市職員の育児休業等に関する条例改正の件

箕面市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年五月三十一日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市条例第 号

箕面市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

箕面市職員の育児休業等に関する条例（平成四年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第四条中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第十一条第七号中「別居したこと」の下に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

育児休業の再度の取得等を行うことができる特別の事情として、保育所等の利用ができなかった場合を定めるため、本条例を改正するものである。

第五十号議案

箕面グリーンロード利用税創設検討委員会設置条例制定の件

箕面グリーンロード利用税創設検討委員会設置条例を次のように定める。

平成二十九年五月三十一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面グリーンロード利用税創設検討委員会設置条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第三項の規定に基づき、箕面グリーンロード利用税創設検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 検討委員会は、箕面グリーンロード（箕面有料道路をいう。以下同じ。）の交通量の増加に伴う課題に対応し、将来にわたって本市の貴重な財産である良好な居住環境、観光資源及び自然環境を保全するため、箕面グリーンロードの利用に対する新たな市税の創設について、市長の諮問に応じて調査及び検討を行い、その意見を提出するものとする。

(組織)

第三条 検討委員会は、委員五人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

一 学識経験者

二 箕面グリーンロードの利用者

三 市民

(任期)

第五条 委員の任期は、前条の規定による任命の日から第二条の規定による意見が提出される日までとする。

（委員長）

第六条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第七条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席する委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第八条 検討委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴取し、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第九条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（報酬及び費用弁償）

第十条 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の定めるところによる。

（委任）

第十一条 この条例に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、

市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（招集の特例）

2 委員長及びその職務を代理する委員が不在の場合における検討委員会の会議の招集は、市長が行うものとする。

（箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正）

3 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「六十三の項」を「六十四の項」に、「六十四の項」を「六十五の項」に改め、同条第四項中「六十四の項」を「六十五の項」に改める。

別表中六十四の項を六十五の項とし、三十二の項から六十三の項までを一項ずつ繰り下げ、三十一の項の次に次のように加える。

三十二	箕面グリーンロード		日額	八、三〇〇円
	利用税創設検討委員			七、四〇〇円
会	委員長	委員		

（この条例の失効）

4 この条例は、第二条の規定による意見が提出される日限り、その効力を失う。

（提案理由）

箕面グリーンロードの利用に対して課する新たな市税の創設について、調査及び検討を行う検討委員会を設置するため、本条例を制定するものである。

第五十一号議案

箕面市子ども・子育て支援条例改正の件

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年五月三十一日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市条例第 号

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例

箕面市子ども・子育て支援条例（平成二十六年箕面市条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「場合は」の下に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の下に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第七条第二項に規定する通知）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第五十二号議案

箕面市印鑑登録及び証明に関する条例及び箕面市証明その他の
手数料条例改正の件

箕面市印鑑登録及び証明に関する条例及び箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年五月三十一日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市条例第 号

箕面市印鑑登録及び証明に関する条例及び箕面市証明その他の
手数料条例の一部を改正する条例

(箕面市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正)

第一条 箕面市印鑑登録及び証明に関する条例(昭和五十四年箕面市条例
第五号)の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

(多機能端末機による印鑑登録証明の申請)

第十五条 第十三条第一項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードを利用して必要な事項を入力する方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第十六条から第十八条までを削る。

第十九条中「第十四条及び第十五条」を「前二条」に改め、同条を第十六条とし、第二十条から第二十五条までを三条ずつ繰り上げる。

(箕面市証明その他の手数料条例の一部改正)

第二条 箕面市証明その他の手数料条例（昭和五十八年箕面市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第七号中「別表百二十六の項」を「別表百二十五の項」に改め、同条第二項中「別表三十二の項」を「別表三十一の項」に改め、同条第三項中「別表七十二の項から八十七の項まで」を「別表七十一の項から八十六の項まで」に改める。

別表二十七の項中「みのお市民カード・印鑑登録証」を「印鑑登録証」に改め、同表中二十八の項を削り、二十九の項を二十八の項とし、三十の項から五十四の項までを一項ずつ繰り上げ、同表五十五の項中「五十七の項、五十九の項、六十の項、六十二の項及び六十三の項」を「五十六の項、五十八の項、五十九の項、六十一の項及び六十二の項」に改め、同項を同表五十四の項とし、同表中五十六の項を五十五の項とし、五十七の項を五十六の項とし、同表五十八の項中「六十三の項」を「六十二の項」に改め、同項を同表五十七の項とし、同表五十九の項を同表五十八の項とし、同表六十の項中「六十三の項、六十八の項及び六十九の項」を「六十二の項、六十七の項及び六十八の項」に改め、同項を同表五十九の項とし、同表中六十一の項を六十の項とし、六十二の項から七十八の項までを一項ずつ繰り上げ、同表七十九の項中「八十の項及び八十五の項」を「次項及び八十四の項」に改め、同項を同表七十八の項とし、同表中八十の項を七十九の項とし、八十一の項を八十の項とし、八十二の項を八十一の項とし、同表八十三の項中「七十九の項」を「七十八の項」に改め、同項を同表八十二の項とし、同表八十四の項中「八十の項」を「七十九の項」に、「八十二の項」を「八十一の項」に改め、同項を同表八十三の項とし、同表中八十五の項を八十四の項とし、八十六の項から百四十八の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表備考第三号中「三十の項」を「二十九の項」に改め、同表備考第四号中「三十四の項から三十六の項まで」を「三十三の項から三十五の項まで」に改め、同表備考第五号中「四十六の項、百二十五の項、百三十六の項、百四十六の項及び百四十七の項」を「四十五の項、百二十四の項、百三十五の項、百四十五の項及び百四十六の項」に改め、同表備考第六号中「七十二の項から八十七の項まで」を「七十一の項から八十六の項まで」に改め、同表備考第七号及び第八号中「百二十六の項」を「百二十五の項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年十二月一日から施行する。

（提案理由）

証明書の自動交付機を廃止することに伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第五十三号議案

箕面市消防団員の定員、任免、服務、給与等に関する条例改

正の件

箕面市消防団員の定員、任免、服務、給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年五月三十一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市消防団員の定員、任免、服務、給与等に関する条例の一部を改正する条例

箕面市消防団員の定員、任免、服務、給与等に関する条例（昭和五十六年箕面市条例第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箕面市消防団員等の定員、任免、服務、給与等に関する条例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 消防団員（第二条―第十八条）

第三章 学生消防隊員（第十九条―第二十三条）

第四章 雑則（第二十四条）

附則

第一章 総則

第一条中「消防団員」を「消防団員等」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章 消防団員

第三条の見出しを「(任命)」に改め、同条第一項中「任用する」を「任命する」に改め、同条第三項中「任用」を「任命」に改める。

第四条中「消防団員」を「非常勤の消防団員(以下単に「消防団員」という。)」に改める。

第十三条第二項中「場合」を「場合は、」に、「中」を「の規定中」に改める。

第十九条を第二十四条とし、第十八条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章 学生消防隊員

(学生消防隊員)

第十九条 消防団に、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)

第三条第三項第三号に規定する特別職の非常勤の職として、学生消防隊員を置く。

2 学生消防隊員は、本市の区域内に所在する大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学をいう。以下同じ。)に通学する学生で心身健全なものの中から、市長の承認を得て団長が任命する。

(分限)

第二十条 学生消防隊員は、卒業等により本市の区域内に所在する大学に在籍しなくなったときは、その身分を失う。

(出場)

第二十一条 学生消防隊員は、団長の招集によって出場し、職務に従事するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第二十二条 学生消防隊員には、次の各号に掲げる従事した職務の区分に応じて当該各号に定める額の報酬を支給する。

一 災害時支援出場 一日につき二千六百円

二 訓練等出場 一日につき千円

2 報酬の支給方法については、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）第三条第二項の規定を準用する。

3 学生消防隊員が公務のため旅行した場合は、箕面市職員旅費条例の規定中別表二の項に掲げる職員に属する事項を準用し、費用弁償として旅費を支給する。

（服務等）

第二十三条 この章に定めるもののほか、学生消防隊員の服務その他身分取扱いについては、消防長が定める。

第四章 雑則

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

消防団に学生消防隊員を配置するため、本条例を改正するものである。

第54号議案

平成29年度箕面市一般会計補正予算(第2号)

平成29年度箕面市の一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128,265千円を追加し、歳入歳出それぞれ52,602,678千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

平成29年5月31日提出

箕面市長 倉田哲郎

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 461,256	千円 △4,404	千円 456,852
	1 議 会 費	461,256	△4,404	456,852
2 総 務 費		5,900,642	△131,785	5,768,857
	1 総 務 管 理 費	5,034,262	△120,654	4,913,608
	2 徴 税 費	398,449	△11,041	387,408
	3 戸籍住民基本台帳費	368,541	11,935	380,476
	4 選 挙 費	60,030	△19,481	40,549
	5 統 計 調 査 費	22,595	22	22,617
3 民 生 費	6 監 査 委 員 費	16,765	7,434	24,199
		19,865,095	157,813	20,022,908
	1 社 会 福 祉 費	4,509,890	52,131	4,562,021
	2 児 童 福 祉 費	8,548,556	34,652	8,583,208
	3 生 活 保 護 費	2,586,464	5,444	2,591,908
	5 介 護 保 険 費	1,590,175	33,364	1,623,539
4 衛 生 費	6 後期高齢者医療費	1,418,759	32,222	1,450,981
		3,426,052	34,339	3,460,391
	1 保 健 衛 生 費	1,230,797	35,749	1,266,546
5 労 働 費	2 清 掃 費	2,043,542	△1,410	2,042,132
		63,191	△2,813	60,378
6 農 林 水 産 業 費	1 労 働 諸 費	63,191	△2,813	60,378
		99,149	15,984	115,133
7 商 工 費	1 農 業 費	81,373	15,984	97,357
		161,433	△17,183	144,250
8 土 木 費	1 商 工 費	144,510	△17,183	127,327
		8,052,825	△9,425	8,043,400
9 消 防 費	1 土 木 管 理 費	845,804	△9,425	836,379
		1,564,431	16,374	1,580,805
10 教 育 費	1 消 防 費	1,564,431	16,374	1,580,805
		6,959,660	69,365	7,029,025
	1 教 育 総 務 費	2,752,634	33,906	2,786,540
	2 小 学 校 費	1,240,859	△1,457	1,239,402
	3 中 学 校 費	988,633	△2,760	985,873
	4 幼 稚 園 費	219,372	16,261	235,633

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
	5 社会教育費	857,069	23,415	880,484
歳出合計		52,474,413	128,265	52,602,678

第 2 表 継続費補正

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 土木費	4 都市計画費	北大阪急行線 延伸整備事業 (継続費)	千円 54,896,613	平成28年度	千円 11,360,133	千円 51,896,613	平成28年度	千円 11,360,133
				平成29年度	3,585,394		平成29年度	3,585,394
				平成30年度	11,695,947		平成30年度	11,695,947
				平成31年度	14,206,126		平成31年度	12,706,126
				平成32年度	14,040,972		平成32年度	12,540,972
				平成33年度	8,041		平成33年度	8,041

平成29年度
(2017年度)

箕面市一般会計補正予算(第2号)説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 市 税	23,537,000	0	23,537,000
2 地 方 譲 与 税	231,000	0	231,000
3 利 子 割 交 付 金	79,000	0	79,000
4 配 当 割 交 付 金	184,000	0	184,000
5 株式等譲渡所得割交付金	202,000	0	202,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,200,000	0	2,200,000
7 ゴルフ場利用税交付金	2,000	0	2,000
8 自動車取得税交付金	87,000	0	87,000
9 地 方 特 例 交 付 金	103,000	0	103,000
10 地 方 交 付 税	800,000	0	800,000
11 交通安全対策特別交付金	20,000	0	20,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	1,172,144	0	1,172,144
13 使用料及び手数料	696,938	0	696,938
14 国 庫 支 出 金	10,142,331	1,511	10,143,842
15 府 支 出 金	4,530,872	30,674	4,561,546
16 財 産 収 入	123,619	0	123,619
17 寄 附 金	1,001	0	1,001
18 繰 入 金	3,854,510	0	3,854,510
19 繰 越 金	5,413	85,080	90,493
20 諸 収 入	1,205,885	11,000	1,216,885
21 市 債	3,296,700	0	3,296,700
歳 入 合 計	52,474,413	128,265	52,602,678

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	461,256	△4,404	456,852
2 総務費	5,900,642	△131,785	5,768,857
3 民生費	19,865,095	157,813	20,022,908
4 衛生費	3,426,052	34,339	3,460,391
5 労働費	63,191	△2,813	60,378
6 農林水産業費	99,149	15,984	115,133
7 商工費	161,433	△17,183	144,250
8 土木費	8,052,825	△9,425	8,043,400
9 消防費	1,564,431	16,374	1,580,805
10 教育費	6,959,660	69,365	7,029,025
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	2,540,304	0	2,540,304
13 諸支出金	3,310,375	0	3,310,375
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	52,474,413	128,265	52,602,678

補正額の財源内訳				
特 定 財 源		一 般 財 源		
国府支出金	地 方 債	そ の 他		
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	△4,404	
0	0	3,000	△134,785	
29,668	0	0	128,145	
0	0	0	34,339	
0	0	0	△2,813	
0	0	8,000	7,984	
0	0	0	△17,183	
0	0	0	△9,425	
0	0	0	16,374	
1,897	0	0	67,468	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
31,565	0	11,000	85,700	

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金
(項) 3 国庫委託金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
14	国 庫 支 出 金	千円 10,142,331	千円 1,511	千円 10,143,842
3	国 庫 委 託 金	39,774	1,511	41,285
	3 教 育 費 国 庫 委 託 金	846	1,511	2,357
15	府 支 出 金	4,530,872	30,674	4,561,546
1	府 負 担 金	2,134,165	4,668	2,138,833
	1 民 生 費 府 負 担 金	2,134,165	4,668	2,138,833
2	府 補 助 金	1,888,820	25,000	1,913,820
	2 民 生 費 府 補 助 金	336,181	25,000	361,181
3	府 委 託 金	7,925	1,006	8,931
	4 教 育 費 府 委 託 金	19	1,006	1,025
19	繰 越 金	5,413	85,080	90,493
1	繰 越 金	5,413	85,080	90,493
	1 前 年 度 繰 越 金	5,413	85,080	90,493
20	諸 収 入	1,205,885	11,000	1,216,885
3	貸 付 金 元 利 収 入	10,142	8,000	18,142
	6 農 業 振 興 協 議 会 貸 付 金 収 入	0	8,000	8,000
5	雑 入	578,662	3,000	581,662
3	雑 入	361,025	3,000	364,025

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 教 育 総 務 費 金 委 託	1,511	5 いじめ対策・不登校支援等推進事業委託金	1,511
5 後 期 高 齢 者 医 療 担 負 金	4,668	1 後期高齢者医療基盤安定事業費負担金 補正後 181,930,000円－補正前 177,262,000円	4,668
2 児 童 福 祉 費 金 補	25,000	31 宝くじ社会貢献広報市町村補助金 25,000×10/10＝25,000	25,000
1 教 育 総 務 費 金 委 託	1,006	4 業務改善加速事業委託金	1,006
1 前年度繰越金	85,080	1 前年度繰越金 補正後 90,493,000円－補正前 5,413,000円	85,080
1 農業振興協議会 貸付金収入	8,000	1 農業振興協議会貸付金収入	8,000
2 雑 入	3,000	53 自治総合センターコミュニティ助成金	3,000

(款) 20 諸収入
(項) 5 雑入

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
1 議会費		461,256	△4,404	456,852	一般財源 △4,404
1 議会費		461,256	△4,404	456,852	一般財源 △4,404
1 議会費		461,256	△4,404	456,852	一般財源 △4,404
2 総務費		5,900,642	△131,785	5,768,857	諸収入 一般財源 3,000 △134,785
1 総務管理費		5,034,262	△120,654	4,913,608	諸収入 一般財源 3,000 △123,654
1 一般管理費		1,706,451	△127,654	1,578,797	一般財源 △127,654

節		明 説	
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給 料	△1,729	1 人件費 (議会費) 【人事室】	
3 職 員 手 当 等	△1,955	2 給 料	
4 共 済 費	△720	2 一般 職 給	
		一般職給	
		△1,729	
		3 職 員 手 当 等	
		2 扶 養 手 当	
		4 地 域 手 当	
		5 通 勤 手 当	
		9 時間外及び休日勤務手当	
		11 期末勤勉手当	
		4 共 済 費	
		3 職 員 共 済 組 合 負 担 金	
		11 協会けんぽ負担金	
1 報 酬	114	2 人件費 (一般管理費) 【人事室】	
2 給 料	△66,501	2 給 料	
3 職 員 手 当 等	△35,473	2 一般 職 給	
4 共 済 費	△26,442	一般職給	
9 旅 費	644	△66,501	
14 使用料及び借料	4	3 職 員 手 当 等	
		2 扶 養 手 当	
		3 管 理 職 手 当	
		4 地 域 手 当	
		5 通 勤 手 当	
		9 時間外及び休日勤務手当	
		10 住 居 手 当	
		11 期 末 勤 勉 手 当	
		14 児 童 手 当	
		15 単 身 赴 任 手 当	
		4 共 済 費	
		3 職 員 共 済 組 合 負 担 金	
		11 協会けんぽ負担金	
		59 (仮称) 箕面グリーンロード利用税創設準備事業【交通政策室】	
		1 報 酬	
		3 非常勤職員報酬	
		箕面グリーンロード利用税創設検討委員会	
		委員	
		9 旅 費	
		1 費用弁償	
		114	
		114	
		644	
		18	

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目				
2	1				
	1[一般管理費]	千円	千円	千円	千円
	16 防災対策費	120,953	4,500	125,453	諸収入 500 一般財源 4,000
	26 市民活動促進費	363	2,500	2,863	諸収入 2,500
2	徴 税 費	398,449	△11,041	387,408	一般財源 △11,041
	1 徴 税 総 務 費	324,271	△11,041	313,230	一般財源 △11,041
3	戸籍住民基本台帳費	368,541	11,935	380,476	一般財源 11,935
	1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	368,541	11,935	380,476	一般財源 11,935

節		金額	説明
区分	千円		
			2 普通旅費 3 特別旅費 14 使用料及び賃借料 1 使用料 千円 50 576 4 4
15 工事請負費	4,000		51 地域防災力集中強化事業【市民安全政策室】 15 工事請負費 4,000
18 備品購入費	500		1 工事請負費 災害物資拠点機能強化工事 4,000
			56 地域防災力向上事業（臨時）【市民安全政策室】 18 備品購入費 500 1 庁用器具費 地区防災委員会訓練用 500
19 負担金補助及び交付金	2,500		50 地域コミュニティ振興助成事業【市民サービス政策室】 19 負担金補助及び交付金 2,500 2 補助金 コミュニティ助成事業補助金 2,500
2 給料	△4,637		1 人件費（徴税総務費）【人事室】 △11,041 2 給料 △4,637
3 職員手当等	△4,824		2 一般職給 一般職給 △4,637 3 職員手当等 △4,824 2 扶養手当 △352 3 管理職手当 △1,570 4 地域手当 △877 9 時間外及び休日勤務手当 747 11 期末勤勉手当 △2,632 14 児童手当 △140 4 共済費 △1,580 3 職員共済組合負担金 △1,259 7 社会保険料 △215 11 協会けんぽ負担金 △106
4 共済費	△1,580		
2 給料	4,386		1 人件費（戸籍住民基本台帳費）【人事室】 11,935 2 給料 4,386 2 一般職給 一般職給 4,386 3 職員手当等 5,418 2 扶養手当 672 3 管理職手当 1,980 4 地域手当 844 5 通勤手当 △101 9 時間外及び休日勤務手当 △323
3 職員手当等	5,418		
4 共済費	2,131		

(款) 2 総務費
(項) 3 戸籍住民基本台帳費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目				
2	3	千円	千円	千円	千円
	1 戸 籍 住 民 [基本台帳費]				
	4 選 挙 費	60,030	△19,481	40,549	一般財源 △19,481
	1 選 挙 会 管 理 費 委 員 会 費	59,919	△19,481	40,438	一般財源 △19,481
	5 統 計 調 査 費	22,595	22	22,617	一般財源 22
	1 統 計 調 査 総 務 費	20,955	22	20,977	一般財源 22
	6 監 査 委 員 費	16,755	7,434	24,199	一般財源 7,434
	1 監 査 委 員 費	16,755	7,434	24,199	一般財源 7,434
3	民 生 費	19,865,095	157,813	20,022,908	府支出金 29,668 一般財源 128,145
	1 社 会 福 祉 費	4,509,890	52,131	4,562,021	一般財源 52,131

節		金額	説明
区分			
		千円	
			10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 児童手当 4 共済費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金
			千円 540 1,686 120 2,131 2,433 △214 △88
2 給料	△8,969		1 人件費(選挙管理委員会費)【人事室】 2 給料
3 職員手当等	△7,182		2 一般職給 一般職給 △8,969
4 共済費	△3,330		3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 児童手当 4 共済費 3 職員共済組合負担金
			△7,182 △286 △1,260 △1,292 △116 △4,108 △120 △3,330 △3,330
4 共済費	22		1 人件費(統計調査総務費)【人事室】 4 共済費 3 職員共済組合負担金
			22 22
2 給料	2,273		1 人件費(監査委員費)【人事室】 2 給料
3 職員手当等	3,908		2 一般職給 一般職給 2,273 3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 4 共済費 3 職員共済組合負担金
4 共済費	1,253		3,908 276 1,200 435 77 81 1,839 1,253 1,253
			1,253

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目				
3	1 1 社会福祉総務費	922,740 千円	51,068 千円	973,808 千円	一般財源 51,068 千円
	9 障 害 福 祉 費	2,666,363	1,063	2,667,426	一般財源 1,063
	2 児 童 福 祉 費	8,548,556	34,652	8,583,208	府支出金 一般財源 25,000 9,652
	1 1 児童福祉総務費	3,397,053	43,416	3,440,469	府支出金 一般財源 25,000 18,416
	3 保 育 所 費	836,679	△8,764	827,915	一般財源 △8,764
3	生 活 保 護 費	2,586,464	5,444	2,591,908	一般財源 5,444
	1 生活保護総務費	148,583	5,444	154,027	一般財源 5,444

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給 料	21,843	1 人件費 (社会福祉総務費) 【人事室】	
		2 給 料	21,843
3 職 員 手 当 等	19,092	2 一般職給 一般職給	
		3 職 員 手 当 等	21,843
4 共 済 費	10,133	2 扶養手当	
		3 管理職手当	19,092
		4 地域手当	264
		5 通勤手当	3,360
		9 時間外及び休日勤務手当	2,936
		10 住居手当	998
		11 期末勤勉手当	3,031
		14 児童手当	204
		4 共 済 費	8,199
		3 職員共済組合負担金	100
		7 社会保険料	10,133
		11 協会けんぽ負担金	9,676
		19 負担金補助及び交付金	269
		2 補 助 金	188
19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	1,063	54 障害者共同生活支援事業 (臨時) 【障害者支援室】	
		19 負担金補助及び交付金	1,063
		2 補 助 金	1,063
		障害者グループホーム補助金	
			1,063
15 工 事 請 負 費	43,416	61 (仮称) キッズパーク整備事業 【子育て支援課】	
		15 工事請負費	43,416
		1 工事請負費	43,416
		(仮称) キッズパーク整備工事	
			43,416
2 給 料	△5,407	1 人件費 (保育所費) 【人事室】	
		2 給 料	△8,764
3 職 員 手 当 等	△2,055	2 一般職給 一般職給	
		3 職 員 手 当 等	△5,407
4 共 済 費	△1,302	2 扶養手当	
		3 管理職手当	△2,055
		4 地域手当	△518
		5 通勤手当	1,980
		10 住居手当	△485
		11 期末勤勉手当	△327
		14 児童手当	△664
		4 共 済 費	△2,281
		3 職員共済組合負担金	240
			△1,302
			△1,302
2 給 料	985	1 人件費 (生活保護総務費) 【人事室】	
		2 給 料	5,444
			985

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(款) 3 民生費
(項) 3 生活保護費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項 目				
3	3 1 [生活保護総務費]	千円	千円	千円	千円
5	介 護 保 険 費	1,590,175	33,364	1,623,539	一般財源 33,364
	1 介 護 保 険 費	1,590,175	33,364	1,623,539	一般財源 33,364
6	後 期 高 齢 者 医 療 費	1,418,759	32,222	1,450,981	府支出金 4,668 一般財源 27,554
	1 後 期 高 齢 者 医 療 費	1,418,759	32,222	1,450,981	府支出金 4,668 一般財源 27,554
4	衛 生 費	3,426,052	34,339	3,460,391	一般財源 34,339
	1 保 健 衛 生 費	1,230,797	35,749	1,266,546	一般財源 35,749
	1 保健衛生総務費	212,588	35,749	248,337	一般財源 35,749

節		金額	説明
区分	金		
3 職員手当等	千円 3,034	2 一般職給 一般職給 985	千円 985
4 共 済 費	1,425	3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 9 時間外及び休日勤務手当 10 住居手当 11 期末勤砲手当 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 11 協会けんぽ負担金	千円 3,034 108 1,020 206 230 648 822 1,425 1,423 2
28 繰 出 金	33,364	1 特別会計介護保険事業費繰出金(経常)【介護・医療・年金室】 28 繰 出 金 5 特別会計介護保険事業費繰出金 職員給与費等繰出 51 特別会計介護保険事業費繰出金(臨時)【介護・医療・年金室】 28 繰 出 金 5 特別会計介護保険事業費繰出金 職員給与費等繰出	12,304 12,304 12,304 12,304 21,060 21,060 21,060 21,060
19 負担金補助 及び交付金	25,921	1 後期高齢者医療費負担事業【介護・医療・年金室】 19 負担金補助及び交付金 1 負担金 後期高齢者療養等給付費	25,644 25,644 25,644
28 繰 出 金	6,301	2 後期高齢者医療広域連合運営事業【介護・医療・年金室】 19 負担金補助及び交付金 1 負担金 管理運営費 3 特別会計後期高齢者医療事業費繰出金【介護・医療・年金室】 28 繰 出 金 9 特別会計後期高齢者医療事業費繰出金 保険基盤安定繰出 職員給与費等繰出	277 277 277 6,301 6,301 6,224 77
2 給 料	17,999	1 人件費(保健衛生総務費)【人事室】 2 給 料	35,749 17,999

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目				
4	1 1 [保健衛生総務費]	千円	千円	千円	千円
	2 清 掃 費	2, 043, 542	△1, 410	2, 042, 132	一般財源 △1, 410
	1 清 掃 総 務 費	690, 698	△1, 410	689, 288	一般財源 △1, 410
5	労 働 費	63, 191	△2, 813	60, 378	一般財源 △2, 813
	1 労 働 諸 費	63, 191	△2, 813	60, 378	一般財源 △2, 813
	1 労 働 対 策 費	25, 985	△2, 813	23, 172	一般財源 △2, 813

節		明
区 分	金 額	
	千円	
3 職 員 手 当 等	12,153	2 一般 職 給 一般職給 17,999 17,999
4 共 済 費	5,597	3 職 員 手 当 等 2 扶 養 手 当 3 管理職手当 4 地 域 手 当 5 通 勤 手 当 9 時間外及び休日勤務手当 10 住 居 手 当 11 期末勤勉手当 14 児 童 手 当 4 共 済 費 3 職員共済組合員負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金 12,153 234 1,020 2,202 153 1,721 171 6,172 480 5,597 4,450 723 424
2 給 料	△4,644	1 人件費 (清掃総務費) 【人事室】 2 給 料 2 一般 職 給 一般職給 △4,644 △4,644
3 職 員 手 当 等	3,371	3 職 員 手 当 等 2 扶 養 手 当 3 管理職手当 4 地 域 手 当 5 通 勤 手 当 10 住 居 手 当 11 期末勤勉手当 14 児 童 手 当 4 共 済 費 3 職員共済組合員負担金 11 協会けんぽ負担金 3,371 156 4,020 △104 △110 △556 △115 80 △137 △150 13
4 共 済 費	△137	
2 給 料	△1,218	1 人件費 (労働対策費) 【人事室】 2 給 料 2 一般 職 給 一般職給 △1,218 △1,218
3 職 員 手 当 等	△1,063	3 職 員 手 当 等 3 管理職手当 4 地 域 手 当 10 住 居 手 当 11 期末勤勉手当 △1,063 △180 △168 △108 △607 △532
4 共 済 費	△532	

(款) 5 労働費
(項) 1 労働諸費

(款) 5 労働費
(項) 1 労働諸費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
5	1 [労働対策費]				
6	農 林 水 産 業 費	99,149	15,984	115,133	諸収入 8,000 一般財源 7,984
1	農 業 費	81,373	15,984	97,357	諸収入 8,000 一般財源 7,984
	1 農業委員会費	30,258	△508	29,750	一般財源 △508
	2 農業総務費	21,884	8,492	30,376	一般財源 8,492
	3 農業振興費	6,798	8,000	14,798	諸収入 8,000
7	商 工 費	161,433	△17,183	144,250	一般財源 △17,183
	1 商 工 費	144,510	△17,183	127,327	一般財源 △17,183
	1 商工総務費	86,060	△17,183	68,877	一般財源 △17,183

節		明	
区 分	金 額	説	
	千円		
		3 職員共済組合負担金	
3 職員手当等	△510	1 人件費 (農業委員会費) 【人事室】	
		3 職員手当等	
4 共 済 費	2	2 扶養手当	
		5 通勤手当	
		11 期末勤勉手当	
		14 児童手当	
		4 共 済 費	
		11 協会けんぽ負担金	
2 給 料	4,262	1 人件費 (農業総務費) 【人事室】	
3 職員手当等	2,717	2 給 料	
		2 一般職給	
		一般職給	
4 共 済 費	1,513	3 職員手当等	
		3 管理職手当	
		4 地域手当	
		5 通勤手当	
		10 住居手当	
		11 期末勤勉手当	
		4 共 済 費	
		3 職員共済組合負担金	
21 貸 付 金	8,000	63 農業振興事業【農業委員会事務局農業振興課】	
		21 貸 付 金	
		1 貸 付 金	
		農業振興協議会貸付金	
2 給 料	△8,710	1 人件費 (商工総務費) 【人事室】	
3 職員手当等	△5,763	2 給 料	
		2 一般職給	
		一般職給	
4 共 済 費	△2,710	3 職員手当等	
		2 扶養手当	
		3 管理職手当	
		4 地域手当	
		5 通勤手当	
		9 時間外及び休日勤務手当	
		10 住居手当	
		11 期末勤勉手当	

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
7	1 [商工総務費]				
8	土 木 費	8,052,825	△9,425	8,043,400	一般財源 △9,425
1	土 木 管 理 費	845,804	△9,425	836,379	一般財源 △9,425
1	土 木 総 務 費	830,078	△9,425	820,653	一般財源 △9,425
9	消 防 費	1,564,431	16,374	1,580,805	一般財源 16,374
1	消 防 費	1,564,431	16,374	1,580,805	一般財源 16,374
1	常 備 消 防 費	1,437,552	15,833	1,453,385	一般財源 15,833
2	非 常 備 消 防 費	80,216	541	80,757	一般財源 541

節		明
区 分	金 額	説
	千円	
		14 児童手当 120
		4 共 済 費 120
		3 職員共済組合負担金 △2,710
2 給 料	△1,226	1 人件費(土木総務費)【人事室】 △9,425
		2 給 料 △1,226
3 職員手当等	△4,710	2 一般職給 △1,226
		一般職給 △1,226
4 共 済 費	△3,489	3 職員手当等 △4,710
		2 扶養手当 △809
		3 管理職手当 2,280
		4 地域手当 △102
		5 通勤手当 713
		9 時間外及び休日勤務手当 △3,647
		10 住居手当 △226
		11 期末勤勉手当 △2,999
		14 児童手当 80
		4 共 済 費 △3,489
		3 職員共済組合負担金 △3,500
		11 協会けんぽ負担金 11
2 給 料	3,362	1 人件費(常備消防費)【人事室】 15,833
		2 給 料 3,362
3 職員手当等	8,482	2 一般職給 3,362
		一般職給 3,362
4 共 済 費	3,989	3 職員手当等 8,482
		2 扶養手当 768
		3 管理職手当 3,420
		4 地域手当 906
		5 通勤手当 742
		10 住居手当 138
		11 期末勤勉手当 2,508
		4 共 済 費 3,989
		3 職員共済組合負担金 3,979
		11 協会けんぽ負担金 10
1 報 酬	190	20 学生消防活動事業【消防総務室】 541
		1 報 酬 190
		3 非常勤職員報酬 190
11 需 用 費	351	学生消防隊員 190
		11 需 用 費 351

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目				
9	1				
	2 [非常備消防費]	千円	千円	千円	千円
10	教 育 費	6,959,660	69,365	7,029,025	国庫支出金 1,511 府支出金 386 一般財源 67,468
	1 教 育 総 務 費	2,752,634	33,906	2,786,540	国庫支出金 1,511 府支出金 386 一般財源 32,009
	2 事 務 局 費	718,469	32,009	750,478	一般財源 32,009
	3 教 育 指 導 費	838,129	1,897	840,026	国庫支出金 1,511 府支出金 386

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	
		1 消耗品費 351
2 給 料	14,742	1 人件費(事務局費) 【人事室】 31,985 2 給 料 14,736 2 一般職給 一般職給 14,736 3 職員手当等 11,508 3 管理職手当 3,840 4 地域手当 2,076 5 通勤手当 561 9 時間外及び休日勤務手当 △258 10 住居手当 1,080 11 期末勤勉手当 4,089 14 児童手当 120 4 共 済 費 5,741 3 職員共済組合負担金 5,794 7 社会保険料 △53
3 職員手当等	11,526	
4 共 済 費	5,741	
		2 人件費(教育長給与) 【人事室】 24 2 給 料 6 1 特別職給 教育長 6,516 2 一般職給 一般職給 △6,510 3 職員手当等 18 5 通勤手当 18
8 報 償 費	1,471	25 いじめ防止対策事業【学校教育室】 1,511 8 報 償 費 1,415 1 報 償 金 講師謝礼 1,415
9 旅 費	336	9 旅 費 36 1 費用弁償 36 11 需用費 60 1 消耗品費 27 4 印刷製本費 33 報告書他 33
11 需 用 費	90	51 業務改善加速事業【教育政策室】 386 8 報 償 費 56 1 報 償 金 56

(款) 10 教育費
(項) 1 教育給務費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目				
10	1 3 [教育指導費]	千円	千円	千円	千円
2	小 学 校 費	1, 240, 859	△1, 457	1, 239, 402	一般財源 △1, 457
	1 学 校 管 理 費	621, 089	△1, 457	619, 632	一般財源 △1, 457
3	中 学 校 費	988, 633	△2, 760	985, 873	一般財源 △2, 760
	1 学 校 管 理 費	355, 739	△2, 760	352, 979	一般財源 △2, 760
4	幼 稚 園 費	219, 372	16, 261	235, 633	一般財源 16, 261

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
		講師謝礼他	56
		9 旅 費	300
		3 特別旅費	300
		11 需 用 費	30
		4 印刷製本費	30
		事業報告書他	30
2 給 料	△1,157	1 人件費 (小学校・学校管理費) 【人事室】	△1,457
		2 給 料	△1,157
3 職員手当等	△296	2 一般職給 一般職給	△1,157
		3 職員手当等	△296
4 共 済 費	△4	2 扶養手当	96
		3 管理職手当	540
		4 地域手当	△75
		5 通勤手当	342
		9 時間外及び休日勤務手当	△716
		10 住居手当	108
		11 期末勤勉手当	△711
		14 児童手当	120
		4 共 済 費	△4
		3 職員共済組合負担金	328
		7 社会保険料	△249
		11 協会けんぽ負担金	△83
2 給 料	△1,487	1 人件費 (中学校・学校管理費) 【人事室】	△2,760
		2 給 料	△1,487
3 職員手当等	△1,029	2 一般職給 一般職給	△1,487
		3 職員手当等	△1,029
4 共 済 費	△244	2 扶養手当	240
		3 管理職手当	△240
		4 地域手当	△226
		5 通勤手当	30
		9 時間外及び休日勤務手当	△384
		10 住居手当	108
		11 期末勤勉手当	△557
		4 共 済 費	△244
		3 職員共済組合負担金	92
		7 社会保険料	△218
		11 協会けんぽ負担金	△118

(款) 10 教育費
(項) 4 幼稚園費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目				
10	4 1 幼 稚 園 費	千円 219,372	千円 16,261	千円 235,633	一般財源 16,261
5	社 会 教 育 費	857,069	23,415	880,484	一般財源 23,415
	1 社会教育総務費	457,895	23,415	481,310	一般財源 23,415

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	
2 給 料	5,629	1 人件費 (幼稚園費) 【人事部】 千円 16,261
3 職 員 手 当 等	8,001	2 給 料 2 一 般 職 給 一般職給 5,629
4 共 済 費	2,631	3 職 員 手 当 等 2 扶 養 手 当 156 3,060 3 管理職手当 1,061 4 地域手当 108 10 住居手当 3,616 11 期末勤勉手当 2,631 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 3,056 7 社会保険料 △267 11 協会けんぽ負担金 △158
2 給 料	9,997	1 人件費 (社会教育総務費) 【人事部】 23,415
3 職 員 手 当 等	7,342	2 給 料 2 一 般 職 給 一般職給 9,997 3 職 員 手 当 等 7,342 2 扶 養 手 当 474 3 管理職手当 225 4 地域手当 1,763 5 通勤手当 132 10 住居手当 997 11 期末勤勉手当 3,751 4 共 済 費 6,076 3 職員共済組合負担金 6,053 11 協会けんぽ負担金 23
4 共 済 費	6,076	

給 与 費

1 特 別 職

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	期 末 手 当 (千円) 年間支給率 (月分)
補正後	(人)	(千円)	(千円)	
	長 等		37,428	18,851 4.25
	議 員	23	170,286	72,369 4.25
	その他の 特 別 職	1,512	378,821	
	計	1,539	549,107	91,220
補正前	長 等	3	30,912	14,715 4.25
	議 員	23	170,286	72,369 4.25
	その他の 特 別 職	1,482	378,517	
	計	1,508	548,803	87,084
比 較	長 等	1	6,516	4,136
	議 員			
	その他の 特 別 職	30	304	
	計	31	304	4,136

明 細 書

費			共 済 費	合 計	備 考
地 域 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
4,753	18	61,050	10,384	71,434	
		242,655	67,138	309,793	
		378,821	13,634	392,455	
4,753	18	682,526	91,156	773,682	
3,710		49,337	7,687	57,024	
		242,655	67,138	309,793	
		378,517	13,634	392,151	
3,710		670,509	88,459	758,968	
1,043	18	11,713	2,697	14,410	
		304		304	
1,043	18	12,017	2,697	14,714	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)
補正後	(138) 929		3,779,751	3,767,075
補正前	(139) 944		3,806,474	3,752,108
比較	(△1) △15		△26,723	14,967
職員手当 の内訳				
		区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)
		補正後	104,554	335,024
		補正前	104,992	311,139
		比較	△438	23,885
		区分	住居手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)
		補正後	58,721	1,615,385
		補正前	61,697	1,626,380
		比較	△2,976	△10,995

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

費		共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)				
7, 546, 826		1, 421, 728	8, 968, 554	
7, 558, 582		1, 424, 402	8, 982, 984	
△ 11, 756		△ 2, 674	△ 14, 430	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千 円)
507, 192	74, 598	8, 324	262, 923
508, 308	74, 503	8, 324	257, 676
△ 1, 116	95		5, 247

退 職 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)
797, 337	3, 017
797, 337	1, 752
	1, 265

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 (千円)	内 訳
給 料	△ 26,723	1 その他の増減分	△ 26,723
職 員 手 当	14,967	1 その他の増減分	14,967

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説 明	備 考
新陳代謝に係る減分 △ 23,804 千円	職員数の異動状況 〔 現に在職する 〕 (その他) (計) 〔 職 員 数 〕
所属会計変更等に係る減分 △ 11,295 千円	補正後 929(138)人 ()人 929(138)人 補正前 944(139)人 ()人 944(139)人
昇任等に係る増加分 11,962 千円	比 較 △ 15(△ 1)人 ()人 △ 15(△ 1)人
育児休業等に係る減分 △ 3,586 千円	
	扶養手当 △ 438 千円 管理職手当 23,885 千円 地域手当 △ 1,116 千円 通勤手当 95 千円 時間外及び休日勤務手当 5,247 千円 住居手当 △ 2,976 千円 期末勤勉手当 △ 10,995 千円 単身赴任手当 1,265 千円

継続費についての前前年度末までの支出額、
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の

款	項	事業名	全 体 計					
			年度	補正区分	年 割 額	左 の 財		
						国府支出金	特 定 財	地 方 債
8 土木費	4 都市計画費	北大阪急行線 延伸整備事業 (継続費)	平成28年度 (2016年度)	補正前	千円 11,360,133	千円 5,918,102	千円 5,364,000	
				補 正				
			平成29年度 (2017年度)	補正後	11,360,133	5,918,102	5,364,000	
				補正前	3,585,394	3,323,678	228,800	
			平成30年度 (2018年度)	補 正				
				補正後	11,695,947	8,543,004	2,828,700	
			平成31年度 (2019年度)	補正前	14,206,126	9,509,555	3,092,900	
				補 正	△1,500,000	△750,000	△675,000	
			平成32年度 (2020年度)	補正後	12,706,126	8,759,555	2,417,900	
				補正前	14,040,972	10,016,766	2,490,000	
			平成33年度 (2021年度)	補 正	△1,500,000	△750,000	△675,000	
				補正後	12,540,972	9,266,766	1,815,000	
			計	補正前	8,041	4,020		
				補 正				
				補正後	8,041	4,020		
						</		

前年度末までの支出額又は支出額の見込み
進捗状況等に関する調書

画 内 訳		前前年度 末までの 支 出 額	前年度末 までの支出 (見込) 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当該年度末 までの支出 予 定 額	翌年度以降 支出予定額	継続費の 総額に対 する進捗率
源	訳						
源	一般財源						
その他							
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
78,031			398,667	10,961,466	11,360,133		20.7
78,031			398,667	10,961,466	11,360,133		21.9
32,916				3,585,394	3,585,394		6.5
32,916				3,585,394	3,585,394		6.9
324,243							
324,243							
324,243							
1,603,671							
△75,000							
1,528,671							
1,534,206							
△75,000							
1,459,206							
4,021							
4,021							
4,021							
3,577,088			398,667	14,546,860	14,945,527	39,951,086	100.0
△150,000							
3,427,088			398,667	14,546,860	14,945,527	36,951,086	100.0

第 5 5 号議案

平成 2 9 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第 1 号)

平成 2 9 年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 337, 491 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 17, 985, 461 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入					
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
10 諸 収 入		千円 6, 560	千円 1, 337, 491	千円 1, 344, 051	
	1 雑 入	6, 560	1, 337, 491	1, 344, 051	

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円 0	千円 1,337,491	千円 1,337,491
12 繰上充用金	1 繰上充用金	0	1,337,491	1,337,491
歳 出 合 計		16,647,970	1,337,491	17,985,461

平成 2 9 年度
(2017年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第 1 号) 説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険料	3,427,653	0	3,427,653
2 使用料及び手数料	985	0	985
3 国庫支出金	2,824,425	0	2,824,425
4 療養給付費等交付金	45,332	0	45,332
5 前期高齢者交付金	4,151,653	0	4,151,653
6 府支出金	1,289,920	0	1,289,920
7 共同事業交付金	3,690,190	0	3,690,190
8 財産収入	1	0	1
9 繰入金	1,211,251	0	1,211,251
10 諸収入	6,560	1,337,491	1,344,051
歳入合計	16,647,970	1,337,491	17,985,461

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	231,409	0	231,409
2 保険給付費	9,464,754	0	9,464,754
3 後期高齢者支援金等	1,723,261	0	1,723,261
4 前期高齢者納付金等	6,209	0	6,209
5 老人保健拠出金	31	0	31
6 介護納付金	624,680	0	624,680
7 共同事業拠出金	4,447,513	0	4,447,513
8 保健事業費	133,511	0	133,511
9 基金積立金	1	0	1
10 諸支出金	14,601	0	14,601
11 予備費	2,000	0	2,000
12 繰上充用金	0	1,337,491	1,337,491
歳出合計	16,647,970	1,337,491	17,985,461

2 歳 入
(款) 10 諸収入

(項) 1 雑入

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項 目			
10	諸 収 入	千円 6,560	千円 1,337,491	千円 1,344,051
1	雑 入	6,560	1,337,491	1,344,051
	10 歳 入 欠 かん 補 填 収 入	0	1,337,491	1,337,491

3 歳 出

(款) 12 繰上充用金
(項) 1 繰上充用金

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項 目				
12	繰 上 充 用 金	千円 0	千円 1, 337, 491	千円 1, 337, 491	千円 諸収入 1, 337, 491
1	繰 上 充 用 金	0	1, 337, 491	1, 337, 491	諸収入 1, 337, 491
	1 前 繰 上 充 用 金	0	1, 337, 491	1, 337, 491	諸収入 1, 337, 491

第56号議案

平成29年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第1号）

平成29年度箕面市の特別会計介護保険事業費の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,354千円を追加し、歳入歳出それぞれ10,729,002千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年5月31日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
7 繰 入 金		1, 833, 369	33, 364	1, 866, 733
	1 他 会 計 繰 入 金	1, 590, 001	33, 364	1, 623, 365
		193	△10	183
9 諸 収 入	3 雑 入	191	△10	181
歳 入 合 計		10, 695, 648	33, 354	10, 729, 002

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 251, 671	千円 33, 354	千円 285, 025
	1 総 務 管 理 費	166, 877	33, 354	200, 231
歳 出 合 計		10, 695, 648	33, 354	10, 729, 002

平成29年度
(2017年度)

箕面市特別会計介護保険事業費補正予算(第1号)説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 保険料	2,310,595	0	2,310,595
2 使用料及び手数料	231	0	231
3 国庫支出金	2,183,893	0	2,183,893
4 支払基金交付金	2,870,604	0	2,870,604
5 府支出金	1,496,761	0	1,496,761
6 財産収入	1	0	1
7 繰入金	1,833,369	33,364	1,866,733
8 繰越金	1	0	1
9 諸収入	193	△10	183
歳入合計	10,695,648	33,354	10,729,002

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	251,671	33,354	285,025
2 保険給付費	9,872,826	0	9,872,826
3 地域支援事業費	566,865	0	566,865
4 基金積立金	1	0	1
5 諸支出金	2,285	0	2,285
6 予備費	2,000	0	2,000
歳出合計	10,695,648	33,354	10,729,002

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特	定 財 源			一 般 財 源
	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 0	千円 0	千円 △10	千円 33,364	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	△10	33,364	

2 歳 入

(款) 7 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款 項	目			
7 繰	入 金	千円 1,833,369	千円 33,364	千円 1,866,733
1 他	会 計 繰 入 金	1,590,001	33,364	1,623,365
1 一	般 会 計 繰 入 金	1,590,001	33,364	1,623,365
9 諸	収 入	193	△10	183
3 雑	入 金	191	△10	181
2 弁	償 金	189	△10	179

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
3 職員給与費等 繰 入 金	33,364	1 職員給与費等繰入金 補正後 286,612,000円－補正前 253,248,000円	33,364
1 実費弁償金	△10	1 非常勤職員等雇用保険料個人負担金 補正後 179,000円－補正前 189,000円	△10

(款) 9 諸収入
(項) 3 雑入

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款 項	目					
1 総 務 費		千円 251,671	千円 33,354	千円 285,025	諸収入 — 一般財源	千円 △10 33,364
1 総 務 管 理 費		166,877	33,354	200,231	諸収入 — 一般財源	△10 33,364
	1 — 般 管 理 費	166,877	33,354	200,231	諸収入 — 一般財源	△10 33,364

節		明 説	
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給 料	5,444	3 一般事務経費（人件費）【介護・医療・年金室】	12,294
3 職員手当等	4,352	2 給 料	5,444
4 共 済 費	2,498	2 一般職給 一般職給	5,444
13 委 託 料	21,060	3 職員手当等	4,352
		2 扶養手当	△54
		3 管理職手当	180
		4 地域手当	668
		5 通勤手当	18
		9 時間外及び休日勤務手当	1,172
		10 住居手当	108
		11 期末勤勉手当	2,260
		4 共 済 費	2,498
		3 職員共済組合負担金	2,514
		7 社会保険料	△14
		11 協会けんぽ負担金	△2
		64 介護保険システム改修事業【介護・医療・年金室】	21,060
		13 委 託 料	21,060
		1 委 託 料	21,060
		システム改修委託	21,060

給 与 費

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	(3) 20		77, 094	60, 967
補正前	(3) 18		71, 650	56, 615
比 較	() 2		5, 444	4, 352

職員手当 の 内 訳		区 分		
		扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	
		補 正 後	1, 764	5, 520
		補 正 前	1, 818	5, 340
		比 較	△ 54	180
		区 分		
		住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)	
		補 正 後	972	32, 926
		補 正 前	864	30, 666
		比 較	108	2, 260

注) 職員数欄の () 内は、短時間勤務職員数 (外書き) である。

明 細 書

費		共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)				
138,061		28,827	166,888	
128,265		26,329	154,594	
9,796		2,498	12,294	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千円)
10,127	1,596	8,062
9,459	1,578	6,890
668	18	1,172

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	5,444	1 その他の増加分	5,444
職 員 手 当	4,352	1 その他の増減分	4,352

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説 明	備 考
所属会計変更等に係る増加分 5,444 千円	職員数の異動状況 〔 現に在職する 〕 職 員 数 補正後 20(3)人 ()人 20(3)人 補正前 18(3)人 ()人 18(3)人 比 較 2()人 ()人 2()人
	扶養手当 △ 54 千円 管理職手当 180 千円 地域手当 668 千円 通勤手当 18 千円 時間外及び休日勤務手当 1,172 千円 住居手当 108 千円 期末勤勉手当 2,260 千円

第57号議案

平成29年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）

平成29年度箕面市の特別会計後期高齢者医療事業費の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,301千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,074,723千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年5月31日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 繰 入 金		276,960	6,301	283,261
	1 他 会 計 繰 入 金	276,960	6,301	283,261
歳 入 合 計		2,068,422	6,301	2,074,723

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 総務費		40,211	77	40,288
	1 総務管理費	28,664	77	28,741
		2,024,111	6,224	2,030,335
	2 後期高齢者医療金	2,024,111	6,224	2,030,335
2 後期高齢者医療金				
	1 後期高齢者医療金			
歳 出 合 計		2,068,422	6,301	2,074,723

平成 2 9 年度
(2017年度)

箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算 (第 1 号) 説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

歳入	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	千円 1,787,759	千円 0	千円 1,787,759
2 使用料及び手数料	99	0	99
3 繰入金	276,960	6,301	283,261
4 繰越金	1	0	1
5 諸収入	3,603	0	3,603
歳入合計	2,068,422	6,301	2,074,723

歳 出

款		補 正 前 の 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総 務 費	40,211	77	40,288
2	後 期 高 速 道 路 修 繕 費	2,024,111	6,224	2,030,335
3	諸 支 出 金	3,600	0	3,600
4	予 備 費	500	0	500
歳 出 合 計		2,068,422	6,301	2,074,723

補正額の財源内訳				
特 定 財 源		一 般 財 源		
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
千円 0	千円 0	千円 0	千円 77	
0	0	0	6,224	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	0	6,301	

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
3 繰入金	金	千円 276,960	千円 6,301	千円 283,261
1 他会計繰入金	金	276,960	6,301	283,261
	1 一般会計繰入金	276,960	6,301	283,261

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目				
1 総 務 費		千円 40,211	千円 77	千円 40,288	一般財源 77
1 総 務 管 理 費		28,664	77	28,741	一般財源 77
1 一 般 管 理 費		28,664	77	28,741	一般財源 77
2 後期高齢者医療広域連合 納 付 金		2,024,111	6,224	2,030,335	一般財源 6,224
1 後期高齢者医療広域 連 合 納 付 金		2,024,111	6,224	2,030,335	一般財源 6,224
1 後期高齢者医療 広域連合納付金		2,024,111	6,224	2,030,335	一般財源 6,224

給 与 費

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給		与
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	() 3		12, 872	10, 421
補正前	() 3		12, 890	10, 431
比 較	() ()		△ 18	△ 10

職員手当 の 内 訳		区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
		補 正 後	684	1, 800
		補 正 前	684	1, 800
		比 較		

注) 職員数欄の () 内は、短時間勤務職員数 (外書き) である。

明 細 書

費		共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)				
23,293		4,904	28,197	
23,321		4,799	28,120	
△ 28		105	77	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)
1,843	199	108	5,787
1,845	199	108	5,795
△ 2			△ 8

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細			
区分	増減額 (千円)	増減事由別 (千円)	内訳
給料	△ 18	1 その他の減分	△ 18
職員手当	△ 10	1 その他の減分	△ 10

注) 職員数は、常勤職員数であり、()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説 明	備 考
所属会計変更等に係る減分 △ 18 千円	職員数の異動状況 現に在職する (その他) (計) [職員数] 補正後 3 () 人 3 () 人 補正前 3 () 人 () 人 比 較 () 人 () 人
	地域手当 期 末 勤 勉 手 当 △ 2 千円 △ 8 千円

第58号議案

平成29年度箕面市水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成29年度箕面市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,713,029千円	△6,878千円	2,706,151千円
第1項 営業費用	2,604,061千円	△6,878千円	2,597,183千円
第3条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費253,391千円」を「職員給与費246,513千円」に改める。			

平成29年5月31日提出

箕面市長 倉田哲郎

平成29年度箕面市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

支出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業 費用	1 営業費用		2,713,029	△ 6,878	2,706,151	
			2,604,061	△ 6,878	2,597,183	
		1 原水及び浄水費	1,411,632	△ 2,855	1,408,777	原水・浄水設備の維持に要する費用
		2 配水及び給水費	204,837	△ 4,023	200,814	配水・給水設備の維持に要する費用

平成29年度 箕面市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既 決 予 算 額	補 正 予 定 額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	269,027	6,877	275,904
業務活動によるキャッシュ・フロー①	783,311	6,877	790,188
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 900,258		△ 900,258
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 156,983		△ 156,983
4 資金の増加額④＝①＋②＋③	△ 273,930	6,877	△ 267,053
5 資金期首残高	2,587,105	△ 40,610	2,546,495
6 資金期末残高	2,313,175	△ 33,733	2,279,442

給与費明細書

1 総括

区分	職員数		給与費						法定福利費	合計
	特別職 管理者	(人) その他	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定外非職員	12	(4) 19	90	84,751		88,242	173,083	30,661	203,744
	資本勘定外非職員		(5) 5		17,565		15,258	32,823	6,973	39,796
	合 計	12	(4) 24	90	102,316		103,500	205,906	37,634	243,540
	損益勘定外非職員	12	(2) 22	90	89,011		89,936	179,037	31,865	210,902
補正前	資本勘定外非職員		(5) 5		17,565		15,258	32,823	6,973	39,796
	合 計	12	(2) 27	90	106,576		105,194	211,860	38,838	250,698
	損益勘定外非職員		(2) 3		4,260		1,694	5,954	1,204	7,158
	資本勘定外非職員		())							
比較	合 計		(2) 3	△ 4,260			△ 1,694	△ 5,954	△ 1,204	△ 7,158

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、() 内は短時間勤務職員数(外書き)である。

手当の内訳				
区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)
補正後	3,128	11,028	13,992	1,633
補正前	3,276	11,028	14,512	1,637
比較	△ 148		△ 520	△ 4
区分	時間外及び休日 勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	退職給付費 (千円)
補正後	3,160	2,094	43,465	25,000
補正前	3,160	1,986	44,595	25,000
比較		108	△ 1,130	

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給料	△ 4, 260	1 その他の減分	新陳代謝に係る減分 △ 4, 260千円	職員数の異動状況 (現在に在職する職員数) (その他) (計) 補正後 24 (4) 人 () 人 24 (4) 人 補正前 25 (4) 人 2 (△2) 人 27 (2) 人 比 較 △ 1 () 人 △2 (2) 人 △ 3 (2) 人
手当	△ 1, 694	1 その他の増減分		扶養手当 △ 148千円 地域手当 △ 520千円 通勤手当 △ 4千円 住居手当 108千円 期末勤勉手当 △ 1, 130千円

注) 職員数は、常勤職員数であり、() 内は短時間勤務職員数(外書き)である。

平成 29 年度(2017年度)

箕面市水道事業会計補正予算(第 1 号) 参考資料

実施計画内訳書
収益的收入及び支出

支 出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 水道事業費用		2,713,029	△ 6,878	2,706,151
1 営業費用	1 原水及び浄水費	2,604,061	△ 6,878	2,597,183
		1,411,632	△ 2,855	1,408,777
	2 配水及び給水費	204,837	△ 4,023	200,814

明 細		備 考		(千円)
節	金額 (千円)			
給料	35,266	給料	35,266	1,370 減
手当等	21,597	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末勤勉手当 児童手当	848 4,825 575 10,103 440	310 減 200 減 246 増 430 減 40 増
賞与引当金繰入額	5,712	賞与引当金繰入額	5,712	220 減
法定福利費	11,711	職員共済組合負担金 社会保険料 協会けんぽ負担金	11,028 345 198	1,110 減 301 増 198 増
給料	16,944	給料	16,944	2,890 減
手当等	10,096	扶養手当 地域手当 通勤手当 住居手当 期末勤勉手当 児童手当	780 2,286 241 216 4,413 660	162 増 320 減 250 減 108 増 390 減 240 増
賞与引当金繰入額	2,448	賞与引当金繰入額	2,448	210 減
法定福利費	5,462	職員共済組合負担金 社会保険料 協会けんぽ負担金	4,379 647 368	460 減 50 減 37 増

第59号議案

平成29年度箕面市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成29年度箕面市公共下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度箕面市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分) (既決予定量) (補正予定量) (計)

(4) 主要な建設改良事業

ア 汚水建設改良事業 468,345千円 △9,670千円 458,675千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

支 出

第1款 下水道事業費用 2,420,221千円 △1,031千円 2,419,190千円

第1項 営業費用 2,267,789千円 △1,031千円 2,266,758千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額703,119千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額693,449千円」に、「当年度分損益勘定留保資金27,517千円」を「当年度分損益勘定留保資金18,390千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,602千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,059千円」に改める。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

支 出

第1款 資本的支出 1,152,548千円 △9,670千円 1,142,878千円

第1項 建設改良費 730,432千円 △9,670千円 720,762千円

第5条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費126,317千円」を「職員給与費115,616千円」に改める。

平成29年5月31日提出

箕面市長 倉田哲郎

平成29年度箕面市公共下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的收入及び支出

支出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用	1 営業費用		2,420,221	△ 1,031	2,419,190	
			2,267,789	△ 1,031	2,266,758	
		1 汚水管渠費	114,601	937	115,538	汚水管渠の維持管理に要する費用
		2 雨水管渠費	57,160	△ 2,533	54,627	雨水管渠の維持管理に要する費用
		6 普及促進費	8,999	△ 2,132	6,867	水活化の普及促進に要する費用
		8 汚水総係費	49,225	2,697	51,922	汚水事業全般に関連する費用

資本的收入及び支出

支出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出	1 建設改良費		1,152,548	△ 9,670	1,142,878	
			730,432	△ 9,670	720,762	
		1 汚水建設改良費	468,345	△ 9,670	458,675	汚水建設改良事業に要する経費

平成29年度 箕面市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	109,387	1,034	110,421
業務活動によるキャッシュ・フロー①	739,270	1,034	740,304
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出	△ 680,916	9,670	△ 671,246
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 445,317	9,670	△ 435,647
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 336,906		△ 336,906
4 資金の増加額④=①+②+③	△ 42,953	10,704	△ 32,249
5 資金期首残高	3,700,524	15,760	3,716,284
6 資金期末残高	3,657,571	26,464	3,684,035

給与費明細書

1 総括

区 分	職員数		給与費					法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
	特別職(人) 管理者	一般職 (人) その他	報酬 (千円)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定支配非職員	12	(9)	90	36,643		31,042	67,775	13,651	81,426
	固定勘定支配非職員		(4)		15,459		12,468	27,927	5,908	33,835
	合 計	12	(13)	90	52,102		43,510	95,702	19,559	115,261
	損益勘定支配職員	12	(10)	90	38,160		30,242	68,492	13,965	82,457
補正前	資本勘定支配職員		(4)		18,799		17,201	36,000	7,505	43,505
	合 計	12	(14)	90	56,959		47,443	104,492	21,470	125,962
	損益勘定支配職員		(1)		△ 1,517		800	△ 717	△ 314	△ 1,031
	固定勘定支配職員		()		△ 3,340		△ 4,733	△ 8,073	△ 1,597	△ 9,670
比較	合 計		(1) △ 1		△ 4,857		△ 3,933	△ 8,790	△ 1,911	△ 10,701

(注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)
補正後	1,676	6,540	7,311	524
補正前	2,184	7,080	7,950	560
比較	△ 508	△ 540	△ 639	△ 36
手当の内訳				
区分	時間外及び休日勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	退職給付費 (千円)
補正後	1,060	918	22,481	3,000
補正前	1,060	864	24,745	3,000
比較		54	△ 2,264	

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給料	△ 4,857	1 その他の減分	新陳代謝に係る減分 △ 4,857千円	職員数の異動状況 (現に在職する職員数) (その他) (計)
				補正後 13 人 () 人 13 () 人 補正前 13 人 () 人 14 () 人 比 較 人 △ 1 () 人 △ 1 () 人
手当	△ 3,933	1 その他の増減分		扶養手当 △ 508千円 管理職手当 △ 540千円 地域手当 △ 639千円 通勤手当 △ 36千円 住居手当 54千円 期末勤勉手当 △ 2,264千円

注) 職員数は、常勤職員数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

平成 29 年度(2017年度)

箕面市公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)参考資料

実施計画内訳書
収益的收入及び支出
支出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 下水道事業費用		2,420,221	△ 1,031	2,419,190
1 営業費用		2,267,789	△ 1,031	2,266,758
	1 污水管渠費	114,601	937	115,538
	2 雨水管渠費	57,160	△ 2,533	54,627
	6 普及促進費	8,999	△ 2,132	6,867
	8 污水総採費	49,225	2,697	51,922

資本的收入及び支出
支出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 資本の支出		1,152,548	△ 9,670	1,142,878
1 建設改良費		730,432	△ 9,670	720,762
	1 污水建設改良費	468,345	△ 9,670	458,675

明		細		(千円)
節	金額(千円)		備考	
給料	8,353	給料	8,353	170 減
手当等	5,062	扶養手当	312	増
		管理職手当	540	増
		地域手当	1,105	増
		通勤手当	75	増
		住居手当	114	減
		期末勤勉手当	2,416	増
賞与引当金繰入額	1,368	賞与引当金繰入額	1,368	264 増
法定福利費	2,796	職員共済組合負担金 社会保険料	2,777 4	170 減 40 減
給料	7,495	給料	7,495	910 減
手当等	4,364	管理職手当	720	360 減
		地域手当	1,040	150 減
		通勤手当	94	7 減
		住居手当	108	108 増
		期末勤勉手当	1,910	610 減
賞与引当金繰入額	1,087	賞与引当金繰入額	1,087	340 減
法定福利費	2,637	職員共済組合負担金 社会保険料	2,572 36	300 減 36 増
給料	2,928	給料	2,928	1,230 減
手当等	1,581	地域手当	359	140 減
		通勤手当	4	20 減
		住居手当	216	108 増
		期末勤勉手当	802	330 減
賞与引当金繰入額	461	賞与引当金繰入額	461	180 減
法定福利費	930	職員共済組合負担金	921	340 減
給料	9,456	給料	9,456	793 増
手当等	6,552	管理職手当	1,920	660 増
		地域手当	1,366	175 増
		通勤手当	79	4 増
		期末勤勉手当	2,899	361 増
賞与引当金繰入額	1,641	賞与引当金繰入額	1,641	204 増
法定福利費	3,402	職員共済組合負担金	3,375	500 増

明		細		(千円)
節	金額(千円)		備考	
給料	6,516	給料	6,516	3,340 減
手当等	4,512	扶養手当	8	700 減
		管理職手当	540	1,380 減
		地域手当	908	591 減
		通勤手当	54	40 減
		住居手当	264	48 増
		期末勤勉手当	2,678	2,070 減
法定福利費	2,381	職員共済組合負担金 社会保険料	2,311 33	1,630 減 33 増

第60号議案

平成29年度箕面市競艇事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成29年度箕面市競艇事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度箕面市競艇事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 競艇事業費用	46,502,249千円	29,715千円	46,531,964千円
第1項 営 業 費 用	45,806,248千円	29,715千円	45,835,963千円
第3条 予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費220,347千円」を「職員給与費228,430千円」に改める。			

平成29年5月31日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成29年度箕面市競艇事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的收入及び支出

支出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 競艇事業 費用			46,502,249	29,715	46,531,964	
	1 営業費用		45,806,248	29,715	45,835,963	
		2 交付金	2,033,351	21,632	2,054,983	モーターボート競走法交付金他
		7 管理費	618,587	8,083	626,670	事業全般に関連する費用

平成29年度箕面市競艇事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区	分	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー				
当年度純利益		123,396	△ 29,715	93,681
業務活動によるキャッシュ・フロー①		97,476	△ 29,715	67,761
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				
投資活動によるキャッシュ・フロー②		2,999	0	2,999
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				
財務活動によるキャッシュ・フロー③		0	0	0
4 資金の増加額④=①+②+③		100,475	△ 29,715	70,760
5 資金期首残高		4,242,563	△ 428,464	3,814,099
6 資金期末残高		4,343,038	△ 458,179	3,884,859

給与費明細書

1 総括

区 分	職員数			給与費						法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職(人)	その他	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定外職員	1	23	(21)	4,986	87,369		101,155	193,510	34,000	227,510
	資本勘定外職員			()							
	合 計	1	23	(21)	4,986	87,369		101,155	193,510	34,000	227,510
	損益勘定外職員	1	23	(21)	4,986	88,244		94,158	187,388	32,039	219,427
補正前	資本勘定外職員			()							
	合 計	1	23	(21)	4,986	88,244		94,158	187,388	32,039	219,427
	損益勘定外職員			()							
	資本勘定外職員			()							
比較	資本勘定外職員			()							
	合 計			()	△ 875	△ 875		6,997	6,122	1,961	8,083

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外及び休日 勤務手当(千円)	住居手当 (千円)
補正後	3,570	10,728	12,200	1,219	4,516	864
補正前	3,786	10,548	12,310	970	4,516	1,186
比	△ 216	180	△ 110	249		△ 322
手当の内訳						
区 分	期末勤勉手当 (千円)	退職給付費 (千円)				
補正後	58,677	9,381				
補正前	51,251	9,591				
比	7,426	△ 210				

2 給料及び手当の増減額の明細

区分		増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給料	△ 875	1 減分	△ 875 分	新陳代謝に係る減分 △ 875千円	職員数の異動状況 (現に在職する職員数) (その他) (計)
					補正後 22 () 人 () 人 22 () 人 補正前 22 () 人 () 人 22 () 人 比 較 () 人 () 人 () 人
手当	6,997	1 その他の増減分	6,997		扶養手当 △ 216千円 管理職手当 180千円 地域手当 △ 110千円 通勤手当 249千円 住居手当 △ 322千円 期末勤勉手当 7,426千円 退職給付費 △ 210千円

注) 職員数は、常勤職員数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

平成 29 年度(2017年度)

箕面市競艇事業会計補正予算(第 1 号) 参考資料

実施計画内訳書

收益的收入及び支出

戊午

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 競艇事業費用		(千円) 46,502,249	(千円) 29,715	(千円) 46,531,964
1 営業費用				
	2 交付金	45,806,248	29,715	45,835,963
		2,053,351	21,632	2,054,983
	7 管理費	618,587	8,083	626,670

明		細	
節	金額	備	考
	(千円)		(千円)
交付金	2,054,983	地方公共団体金融機構納付金	272,032 21,632 増
給付	87,369	一般職給 (21人)	78,801 875 減
手当等	77,328	扶養手当 (12人)	3,570 216 減
		管理職手当 (14人)	10,728 180 増
		地域手当 (22人)	12,200 110 減
		通勤手当 (16人)	1,219 249 増
		住居手当 (8人)	864 322 減
		期末勤勉手当 (22人)	43,311 7,426 増
法定福利費	34,000	職員共済組合負担金	33,767 1,961 増
退職給付費	9,381	退職給付費	9,381 210 減

第 6 1 号 議 案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 阪 本 喜 代 治

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合外院実行組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、阪本喜代治氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 6 2 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 辻 元 利 治

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合石丸実行組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、辻元利治氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 6 3 号 議 案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日 提 出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 仲 野 良 次

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合奥実行組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、仲野良次氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 6 4 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 橋 本 正

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合北芝実行組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、橋本 正氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 6 5 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 北 田 榮 次

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合下止々呂美実行組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、北田榮次氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 6 6 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 乾 敏 雄

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合稲実行組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、乾 敏雄氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 6 7 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 清 水 哲 朗

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合牧落実行組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、清水哲朗氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 6 8 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 稲 野 実

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合小野原実行組合連合会から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、稲野 実氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 6 9 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 大 住 勝

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合箕面実行組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、大住 勝氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 7 0 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 佐 茂 仁 士

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合桜実行組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、佐茂仁士氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 7 1 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 野 口 博 史

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、野口博史氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 7 2 号 議 案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日 提 出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 西 田 茂 信

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合山ノ口実行組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、西田茂信氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 7 3 号 議 案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日 提 出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 松 井 正 義

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合如意谷実行組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、松井正義氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 7 4 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 稲 垣 惠 一

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合新稲実行組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、稲垣惠一氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 7 5 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 小 路 一 男

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合粟生外院実行組合から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、小路一男氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 7 6 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 加 藤 博 一

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき大阪北部農業協同組合小野原実行組合連合会から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、加藤博一氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 7 7 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 笹 川 悦 子

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく公募による選考において、農業に関する識見を有すると認められることから、笹川悦子氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 7 8 号 議 案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日 提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 神 田 隆 生

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき箕面市農業経営者連絡協議会から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、神田隆生氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 7 9 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 二 石 博 昭

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき箕面市農業経営者連絡協議会から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、二石博昭氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 8 0 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 上 田 春 雄

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき箕面市農業経営者連絡協議会から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、上田春雄氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

第 8 1 号議案

箕面市農業委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 神 代 繁 近

（提案理由）

農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき箕面市農業経営者連絡協議会から推薦があり、農業に関する識見を有すると認められることから、神代繁近氏を箕面市農業委員会委員に任命するため、提案するものである。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

平成 29 年 5 月 31 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 田 中 康 之

	略	歴
昭和 43 年	3 月	京都大学法学部卒業
同 43 年	4 月	人事院勤務
同 44 年	7 月	人事院退職
同 46 年	10 月	司法試験合格
同 49 年	4 月	司法修習修了

同 4 9 年 4 月	弁 護 士 登 録（現在に至る。）
同 4 9 年 4 月	菅 生 法 律 事 務 所 入 所
同 5 2 年 1 0 月	田 中 康 之 法 律 事 務 所 開 設
平 成 5 年 6 月	豊 能 町 紛 議 調 整 委 員
同 1 1 年 1 0 月	坂 東 ・ 田 中 法 律 事 務 所 に 改 名
同 1 2 年 4 月	大 阪 家 庭 裁 判 所 家 事 調 停 委 員
同 1 3 年 1 2 月	箕 面 市 紛 議 調 整 委 員
同 1 7 年 1 0 月	人 権 擁 護 委 員（現在に至る。）
同 1 9 年 4 月	大 阪 第 三 人 権 擁 護 委 員 協 議 会 常 務 委 員
同 2 7 年 1 0 月	中 野 ・ 田 中 法 律 事 務 所 勤 務（現在に至る。）

（提案理由）

田中康之氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 松 岡 淑 子

	略	歴
昭和 4 3 年	3 月	大阪成蹊女子短期大学卒業
同 4 3 年	4 月	箕面市立西小学校勤務
同 4 9 年	4 月	尼崎市立塚口小学校勤務
平成 5 年	4 月	箕面市立萱野北小学校教頭
同 1 3 年	4 月	箕面市立北小学校長

同 17年 4月	箕面市立南小学校長
同 20年 4月	箕面市教育専門員
同 23年10月	人権擁護委員（現在に至る。）
同 25年 5月	保護司（現在に至る。）
同 26年10月	箕面市個人情報保護制度運営審議会委員（現在に至る。）

（提案理由）

松岡淑子氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。

諮問第 3 号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 西 迫 明 日 香

略	歴
平成 1 1 年 1 1 月	司法試験合格
同 1 2 年 3 月	京都大学法学部卒業
同 1 3 年 1 0 月	司法修習終了
同 1 3 年 1 0 月	弁護士登録（現在に至る。）
同 1 3 年 1 0 月	協和綜合法律事務所勤務

同 19年	4月	大阪弁護士会知的財産委員会委員（現在に至る。）
同 21年	4月	大阪弁護士会知的財産委員会部会長
同 21年	7月	弁護士法人穂高勤務（現在に至る。）
同 22年	4月	大阪弁護士会知的財産委員会副委員長
同 22年	4月	大阪弁護士会常議員
同 22年	4月	八尾市倫理委員
同 26年	10月	人権擁護委員（現在に至る。）
同 27年	6月	箕面市いじめ防止対策推進協議会委員（現在に至る。）

（提案理由）

西迫明日香氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。